

**長期未整備公園緑地の
都市計画の見直しの方針と
整備プログラム
(第2次)
(案)**

平成29年12月

名古屋市

■ 目 次 ■

1. はじめに	1
2. 都市計画公園緑地について	2
(1) 公園緑地の役割	
(2) 都市計画公園緑地とは	
(3) 都市施設を都市計画に定める意義	
(4) 都市計画公園緑地の種別	
(5) 公園緑地の配置の考え方	
3. 長期未整備公園緑地について	5
(1) 長期未整備公園緑地とは	
(2) 都市計画公園緑地の整備の流れ	
(3) 長期未整備公園緑地のこれまでの取り組み	
(4) 長期未整備公園緑地の現状	
(5) 長期未整備公園緑地の位置図	
4. 都市計画と整備プログラムの見直しの必要性	11
5. 長期未整備公園緑地への対応	14
(1) 長期未整備公園緑地に対する基本的な考え方	
(2) 「都市計画の見直しの方針と整備プログラム」見直しの流れ	
(3) 都市計画の見直しの考え方	
(4) 整備プログラムの見直しの考え方	
6. 個別公園緑地の都市計画の見直し検討区域と整備プログラム（第2次）	27
(1) 個別公園緑地の図面一覧	
(2) 個別公園緑地の都市計画の見直し理由	
(3) 事業の見直し	
7. 検討経緯	43
8. 今後のスケジュール	44

1. はじめに

本市では、都市の基盤施設として環境を向上させ、災害時には避難地や活動拠点となる公園緑地の整備に努めています。都市計画公園緑地は、あらかじめその区域を都市計画に定め、長期的なまちづくりの視点に立って計画的な緑の保全と公園事業に取り組んできました。

しかし、現在の都市計画公園緑地の整備が完了するには、今後も多大な資金と時間を要するため、関係権利者にとっては長期間にわたり建築制限がかかり、将来の生活設計が立てにくいといった状況にあります。

本市では、こうした課題への対応のため、平成 20 年 3 月に、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定し、長期間未整備となっている都市計画公園緑地の見直しの考え方と 10 年を単位とした事業着手時期の目途をお示しました。

その後、この方針に基づき、都市計画の区域見直しと事業の推進により未整備公園緑地の解消に努めてきましたが、策定から 9 年が経過し、公園緑地を取り巻く状況の変化を受け、このたび都市計画の見直しの考え方や整備プログラムについて再度検討を行うこととしました。

2. 都市計画公園緑地について

(1) 公園緑地の役割

都市化の進展とともに樹林地や農地の宅地化が急速に進み、民有の緑とオープンスペースが大幅に失われていく中で、都市における公園緑地が果たす役割はますます大きくなってきています。一般的に公園緑地は以下のような役割を担っています。

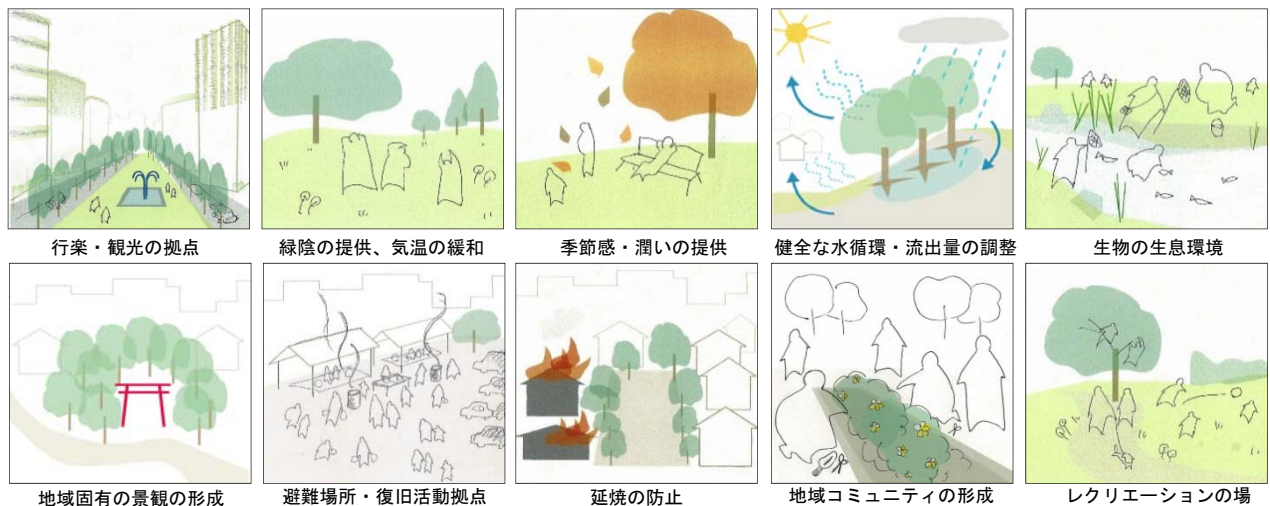


図1 公園緑地の主な役割

(2) 都市計画公園緑地とは

公園緑地を始めとする都市施設は円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するために必要な施設です。

都市計画公園緑地は、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、都市施設の一つとして公園緑地をあらかじめ都市計画の中で定めるものです。

(3) 都市施設を都市計画に定める意義

都市施設を都市計画に定めることについては、以下のような意義があります。

- ① 都市施設の整備に必要な区域をあらかじめ都市計画で明確にすることにより、長期的視点から計画的な整備を展開することができ、円滑かつ着実な都市施設の整備を図ることができる。
- ② 都市内における土地利用や、各都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができる。
- ③ 将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く住民に明確に示すとともに、開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を図ることができる。

出典：国土交通省「都市計画運用指針第8版」

(4) 都市計画公園緑地の種別

都市計画公園緑地は、その機能に応じて下表に示すような種別に分類されます。

表1 都市計画公園緑地の種別

施設の種類		種別	機能の内容	標準規模
公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25haを標準
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2haを標準
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4haを標準
	都市基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	おおむね10ha以上
		運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	おおむね15ha以上
		広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	おおむね50ha以上
		特殊公園	(ア)主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 (イ)動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園	
緑地			主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	

出典：国土交通省「都市計画運用指針第8版」

(5) 公園緑地の配置の考え方

公園緑地の配置は、各公園緑地の機能が総合的に発揮されるように定めることが望ましく、また、配置にあたっては自然地の分布や土地利用、交通系統等の現況及び計画を勘案し、以下に掲げるような配置の考え方に基づいて行っています。

表2 公園の配置の考え方

種別	配置の考え方	
街区公園	誘致距離 250m を標準	
近隣公園	誘致距離 500m を標準	
地区公園	誘致距離 1km を標準	
総合公園	原則として、一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置	
運動公園	原則として、一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置	
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置	
特殊公園	風致公園	樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置
	動物公園 植物公園	気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置
	歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置

出典：国土交通省「都市計画運用指針第8版」

表3 緑地の配置の考え方

緑地の機能分類	緑地の配置の考え方
主として都市景観の向上に資する緑地	市街地内の道路、鉄軌道の沿線、公共施設、歴史的建造物等の周辺並びに景観構成上必要とされる丘陵地、傾斜地等顕著な土地を選定して配置
現に存する樹林地等の保全を目的とする緑地	現に存する樹林地等の保全を目的とする緑地は、良好な自然的環境を形成する樹林地、水域及び水辺地、草地、湿原、岩石地、貴重な動植物の自生地、生息地、飛来地、分布地及び文化的遺産の分布地等の土地に配置
主として緩衝の用に供する緑地	工業地、幹線道路、鉄軌道、空港、供給処理施設等と住宅地、商業地等が隣接する地域において、公害の緩和、災害の防止等の目的に応じた緩衝地帯として有効に機能し得るよう配置
主として遮断の用に供する緑地	市街地の周辺及び市街地間において市街地の拡大若しくは連担の防止に資するよう、遮断地帯として配置
河川の区域を対象とする緑地	都市における緑地の系統的な配置の一環となる河川、又は良好な自然的環境を有する河川、及びレクリエーション利用が可能な河川等を選定して配置
緑道	公園、広場、駅及び学校、商業地及び避難地等を相互に連絡し、又は河川、水路及び道路等に沿った快適安全な通行・散策路等として、併せて災害時における避難誘導路として有効に機能するように配置

出典：国土交通省「都市計画運用指針第8版」

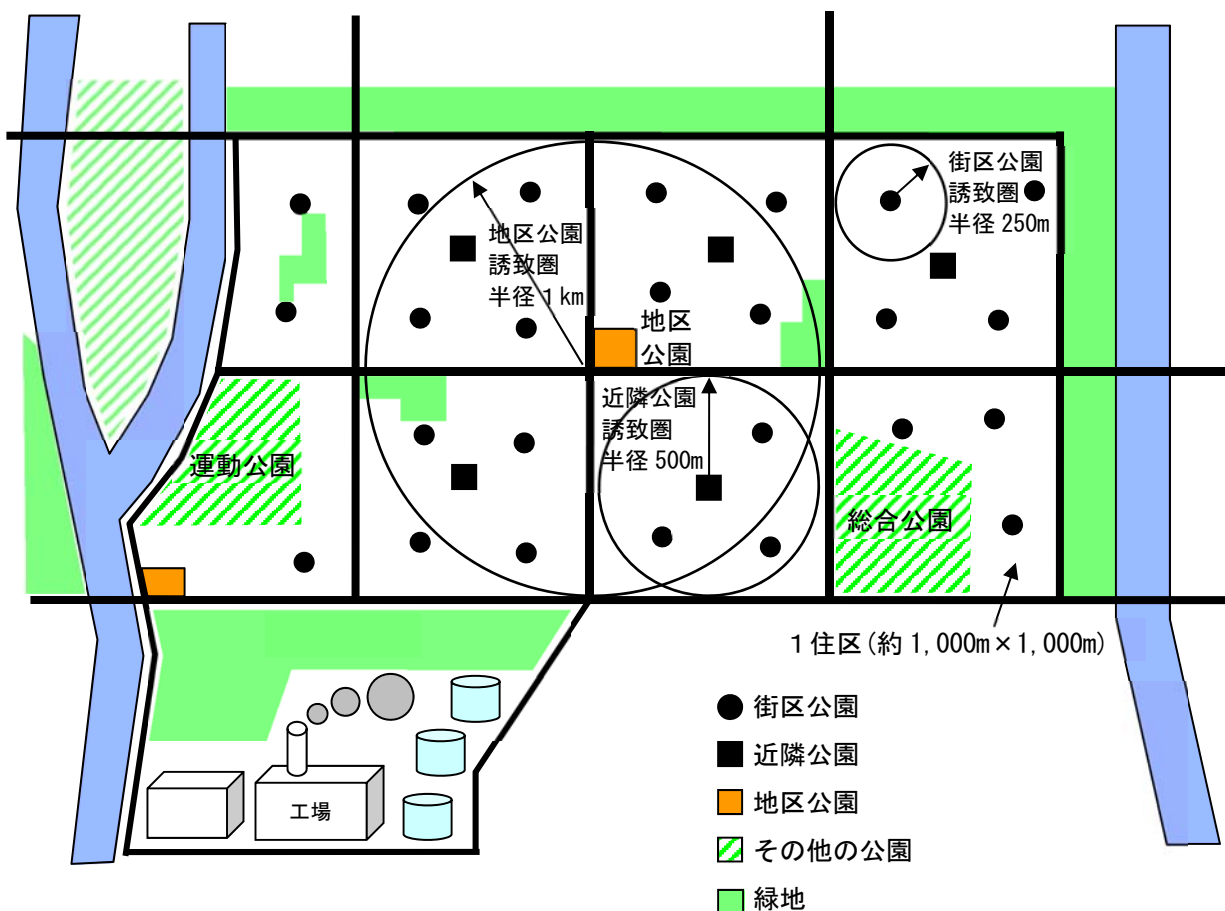


図2 公園緑地の配置イメージ

3. 長期未整備公園緑地について

(1) 長期未整備公園緑地とは

長期未整備公園緑地とは

名古屋市が事業を行う公園緑地で、都市計画決定後長期間経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地

都市計画決定後、都市公園として利用される形となるまでには、事業に着手して用地を本市が取得し、園路や施設の整備を行う必要があります。しかし、用地の取得には多額の費用がかかるため、都市計画決定後長期間にわたり、事業に着手していない都市計画公園緑地の区域があります。

このような区域では、一定の建築制限が課せられており、関係権利者にとって土地を有効に活用できず、将来の事業着手時に移転が求められることについて不安を感じている状況にあります。こうした長期間未整備となっている公園緑地や道路のような都市計画施設の問題は、全国的に多くの自治体が抱える課題となっています。

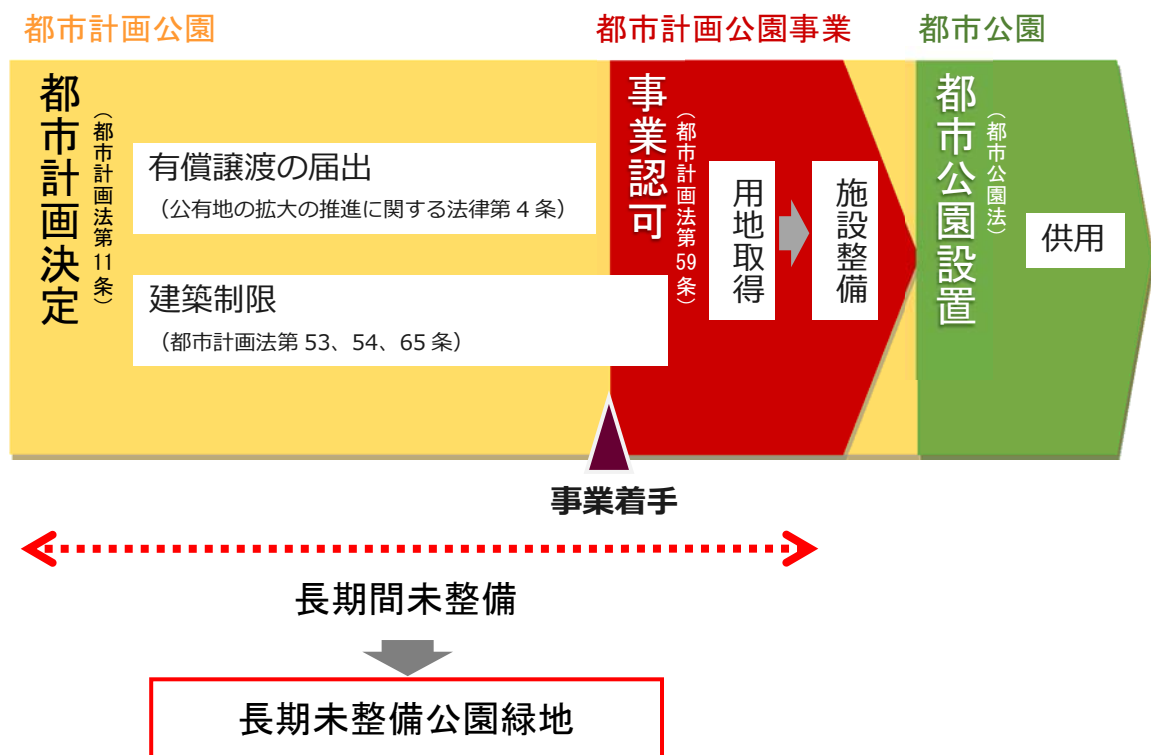
都市計画公園緑地の指定と都市計画公園事業の経過

本市における公園計画は大正15年に決定された24箇所、緑地については昭和15年に戦時下の影響から防空緑地として決定された7箇所が最初になります。昭和22年には戦災復興計画の一環として公園計画を一旦廃止し、新たな都市計画として31箇所を決定しました。その後、昭和30～40年代の市域拡大時には従来の都市計画を全市的に見直し、現在の都市計画公園緑地の骨格ができあがっています。

一方、都市計画事業としての公園事業は昭和12年の瑞穂公園が最初ですが、それまでも土地区画整理事業から多くの公園用地の寄附を受け、公園整備を行ってきました。戦後は高度経済成長政策のもと、道路や下水道整備に公共投資の重点が置かれるとともに、昭和40～50年代にかけては土地区画整理組合から移管を受けた数多くの公園用地の整備並びに公有水面の埋め立て地や河川敷の公園整備に重点が移り、さらに、平成元年の市制100周年関連事業として名城公園の再整備をはじめとした公園整備を進めてきました。

現在、本市では都市計画公園事業の他、街区公園適正配置促進事業、区画整理事業などの公園整備とともに東山再生プランに基づき東山動植物園の再整備も進めています。

(2) 都市計画公園緑地の整備の流れ



都市計画決定	都市計画法に基づき、公園緑地の名称、種別、区域などを定めます。
建築制限	都市計画決定された区域内では建築の制限がかかり、建築物を建築する場合には、許可が必要となります。
有償譲渡の届出	都市計画決定された区域内では土地所有者の方々は、土地の売買にあたり、届け出が必要となります。
事業認可	都市計画の手続では、通常、県知事の認可を受けて事業着手しています。事業に着手すると、関係権利者の方々と用地交渉をさせていただき、取得できた用地がまとまると、公園施設を整備します。
都市公園設置	整備が進み、公園として利用できる状態となったところから都市公園として供用しています。

図3 都市計画公園緑地の整備の流れ

(3) 長期未整備公園緑地のこれまでの取り組み

本市では、長期未整備公園緑地の課題に対応すべく、これまでも様々な取り組みを行ってきました。

その取り組みとして、長期間にわたる関係権利者への負担を軽減するために建築制限の緩和を行う一方で、積極的な事業展開や事業前の用地の先行取得により買収の必要な民有地の公有地化を図ってきました。また、事業に着手するまでの間、まとまった樹林地を借地し、オアシスの森づくり事業を進めてきました。

平成20年3月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定・公表し、平成20年度からは地元説明会を開催しました。地元の合意が得られた17公園緑地で都市計画変更を行うとともに、整備プログラムに基づき第1期以内事業収束、第1期事業着手の区域について着実に事業を進めてきました。

その結果、プログラム策定前には40あった長期未整備公園緑地のうち8公園緑地は都市計画の変更による区域の削除や事業の推進により買収の必要な民有地がなくなったことにより長期未整備が解消され、平成29年には32公園緑地となっています。

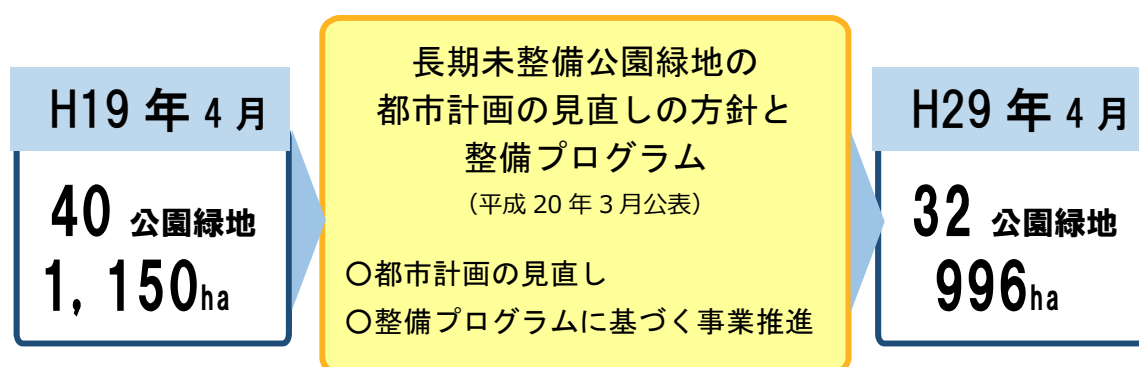


図4 長期未整備公園緑地の進捗状況

表4 長期未整備公園緑地の解消理由

解消理由	公園緑地名
都市計画の変更	土古公園、呼続公園
事業の推進	川名公園、志賀公園、千句塚公園、戸笠公園、名城公園
都市計画の変更と事業の推進	笠寺公園

(4) 長期未整備公園緑地の現状

本市の長期未整備公園緑地は、平成 29 年 4 月現在、32 公園緑地、都市計画決定された面積の合計は 996ha あり、そのうちの約 3/4 は公有地となっていますが、約 1/4、226ha は買収が必要な民有地となっています。

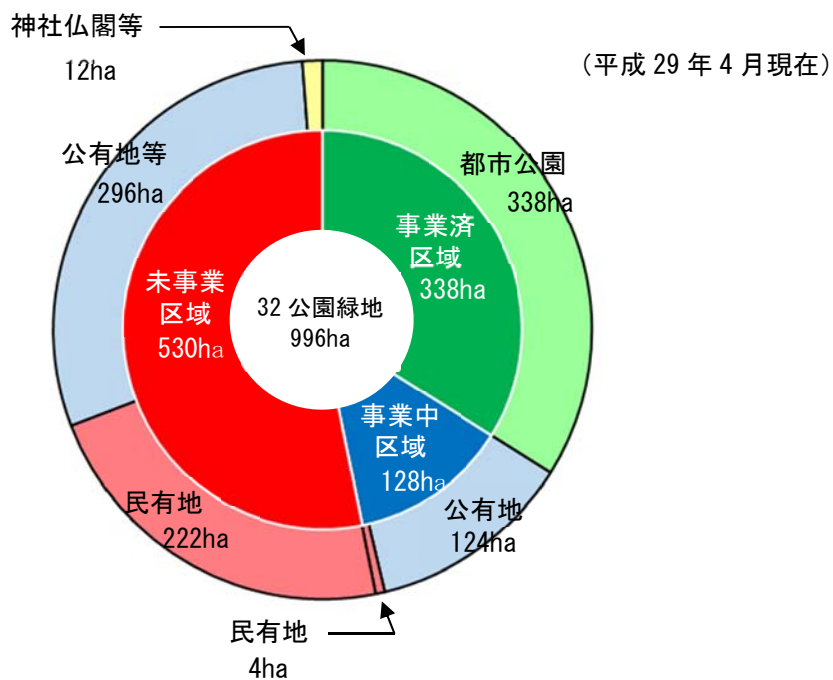
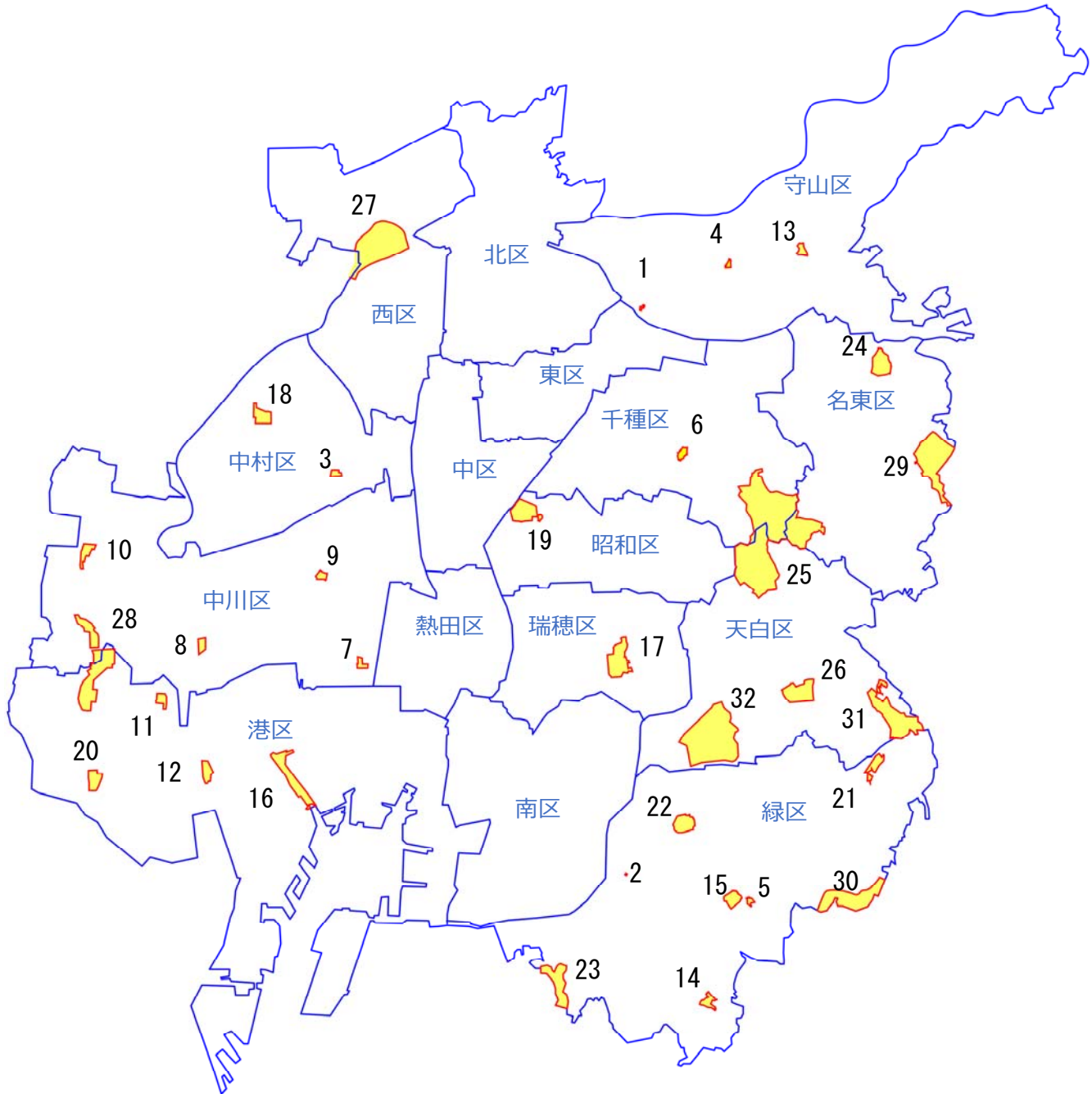



図 5 長期未整備公園緑地の現状

(5) 長期未整備公園緑地の位置図



 長期未整備公園緑地

※ 図中の番号は次ページの表中の番号を示す

表5 長期未整備公園緑地一覧

(平成29年4月現在)

番号	種別	公園緑地名	所在区	都市計画 決定面積		都市計画 決定年月日
1	街区	宝勝寺公園	守山区	0.92	ha	S40. 1.27
2	街区	汐田公園	緑区	0.12	ha	S33. 3.14
3	近隣	米野公園	中村区	3.2	ha	S22. 5. 6
4	近隣	小幡稻荷公園	守山区	2.0	ha	S40. 1.27
5	近隣	鳴海公園	緑区	2.2	ha	S40. 1.27
6	地区	城山公園	千種区	4.6	ha	S22. 5. 6
7	地区	昭和橋公園	中川区	3.8	ha	S22. 5. 6
8	地区	松蔭公園	中川区	4.0	ha	S22. 5. 6
9	地区	松葉公園	中川区	4.2	ha	S22. 5. 6
10	地区	富田公園	中川区	9.4	ha	S33. 2.15
11	地区	船頭場公園	港区	5.7	ha	S33. 2.15
12	地区	多加良浦公園	港区	8.5	ha	S22. 5. 6
13	地区	大森公園	守山区	5.5	ha	S40. 1.27
14	地区	桶狭間公園	緑区	6.7	ha	S41.10.13
15	地区	細根公園	緑区	9.9	ha	S40. 1.27
16	特殊	荒子川公園	港区	29.6	ha	S54. 3.23
17	運動	瑞穂公園	瑞穂区	30.6	ha	S22. 5. 6
18	総合	中村公園	中村区	11.2	ha	S22. 5. 6
19	総合	鶴舞公園	昭和区	24.4	ha	S22. 5. 6
20	総合	新茶屋川公園	港区	10.0	ha	S33. 2.15
21	総合	熊野公園	緑区	13.3	ha	S40. 1.27
22	総合	新海池公園	緑区	15.2	ha	S33. 3.14
23	総合	氷上公園	緑区	26.1	ha	S53. 5.24
24	総合	明德公園	名東区	21.2	ha	S33. 2.15
25	総合	東山公園	千種・名東・天白区	257.2	ha	S22. 5. 6
26	総合	天白公園	天白区	26.5	ha	S33. 2.15
27	緑地	庄内緑地	西区	94.2	ha	S15.12. 7
28	緑地	戸田川緑地	中川・港区	63.6	ha	S33. 2.15
29	緑地	猪高緑地	名東区	66.2	ha	S33. 2.15
30	緑地	勅使ヶ池緑地	緑区	55.3	ha	S40. 1.27
31	緑地	荒池緑地	天白区	57.2	ha	S33. 2.15
32	緑地	相生山緑地	天白区	123.7	ha	S15.12. 7

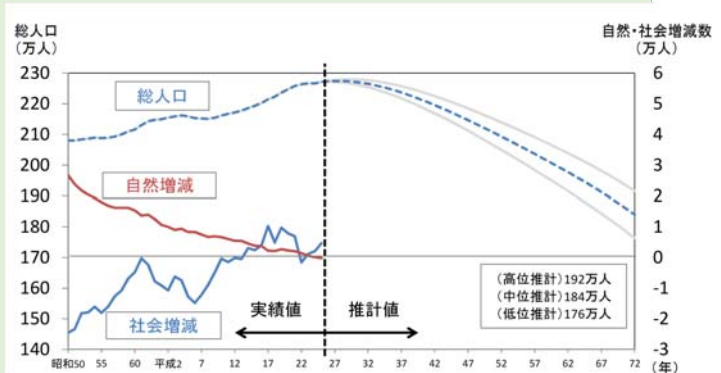
4. 都市計画と整備プログラムの見直しの必要性

平成 20 年 3 月に策定した整備プログラムに基づき、長期末整備公園緑地の解消に努めてきましたが、整備プログラム策定時と比べて、公園緑地を取り巻く状況に変化が生じてきたことから、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となっています。

1

人口減少と都市構造の転換

本市の人口は、少子高齢化とともに将来的に減少傾向に転じると推計されており、質の高い都市空間や災害に強い都市構造の形成が求められる中で、将来における公園緑地のあり方が問われています。



出典：名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（名古屋市，2016）

図6 名古屋市の総人口の推移と推計

2

多様な災害への対応

東日本大震災における津波災害や、広島や熊本地震における土砂災害など、近年、各地で大規模な震災やそれに伴う複合災害が起きています。

本市では、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されており、公園緑地には地震発生時の延焼防止、避難場所や災害復旧の拠点としての役割が求められています。

また、発災時において想定される被害は、立地条件や建物の密集度合いなどにより異なるため、地域の特性に応じた防災機能を確保することが必要となっています。



出典：東日本大震災における公園緑地等現地概査（公園緑地協会，2011）

写真 津波の被害を免れた日和山公園（石巻市）

3

まとまりのある樹林地保全の必要性

一定規模以上のまとまりのある樹林地は、生物多様性の確保とともに、エコロジカルネットワークにおける拠点的な役割を果たし、本市全体の良好な自然環境の保全に貢献しています。

本市は市域の大部分が市街化区域となっており、市内の宅地化が進む中、市内の樹林地は減少し、樹林地の孤立、細分化が進んでいます。

現在、東部丘陵地に残されたまとまりのある樹林地の大部分が都市計画公園緑地内にあり、これらの樹林地の重要性は年々高まっています。



写真 オアシスの森として整備された都市計画細根公園区域内的の竹林

4

厳しい財政状況

平成 20 年度以降、整備プログラムに基づき都市計画公園事業を進めてきました。しかしながら、本市の予算に占める扶助費などの義務的経費が年々増加するなど、財政状況は一層厳しさを増しています。近年における公園事業費は、平成 19 年度の整備プログラム策定時に想定した年間事業費の半分程度に落ち込んでいます。

また、本市の都市公園面積が年々増加する一方で、公園維持管理に係る予算は減少し、戦後の高度成長期に整備された公園における施設の老朽化や、樹木の太木化などにより発生する事故の防止と合わせて大きな課題となっています。

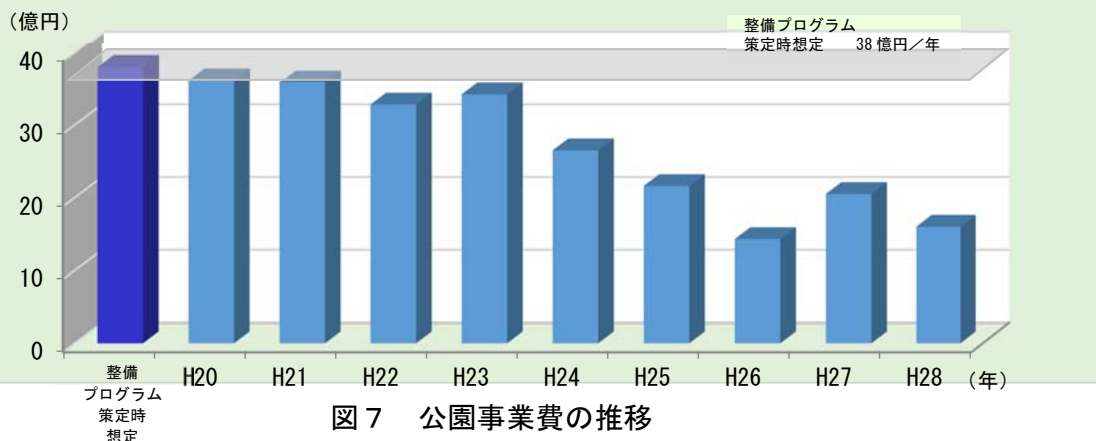


図7 公園事業費の推移

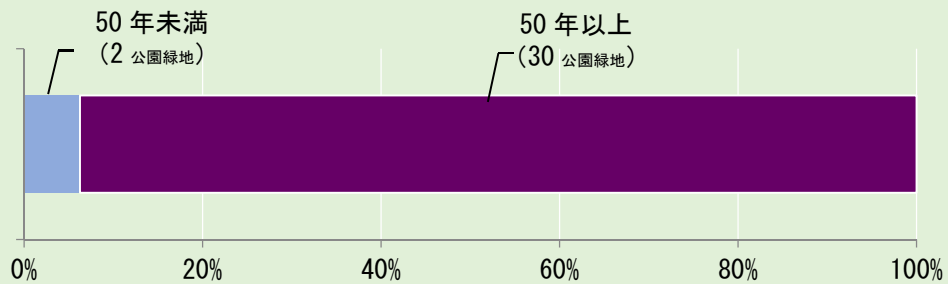
5

超長期に渡る建築制限

32 の長期未整備公園緑地のうち、その多くが既に都市計画決定から 50 年以上経過しています。

このような区域では、一定の建築制限が課せられており、関係権利者にとって土地を有効に活用できないといった状況が長期化しています。

全 32 公園緑地の内訳



(平成 29 年 4 月現在)

図 8 長期未整備公園緑地の計画決定経過年数別の割合

5. 長期未整備公園緑地への対応

(1) 長期未整備公園緑地に対する基本的な考え方

近年の公園緑地を取り巻く状況の変化を受け、長期未整備公園緑地への対応を見直していく必要があります。

平成27年6月、有識者や市民団体の代表らで構成する名古屋市緑の審議会に「新たな時代に対応した公園緑地のあり方について ―長期未整備公園緑地を中心として―」を諮問し、平成28年12月に答申を受けました。この中で、長期未整備公園緑地については、現在の社会情勢に応じた都市計画公園区域の見直しを行うとともに、選択と集中による効率的な事業推進を図る必要があるとの提言をいただきました。

この内容を踏まえ、都市計画については、公園の機能面や土地利用状況に応じた区域の見直しを行います。また、事業については、厳しい財政状況の中で、今後も長期未整備公園緑地の解消までには時間がかかることが予想されます。このため、事業が必要な区域については着実に事業を推進していくことができるよう、効果的かつ効率的な事業計画の見直しを行い、事業優先度を評価する項目についても、今後公園緑地に求められる防災や環境等の機能に沿って見直しを行います。

(2) 「都市計画の見直しの方針と整備プログラム」見直しの流れ

見直しにあたっては以下のような流れで進めます。

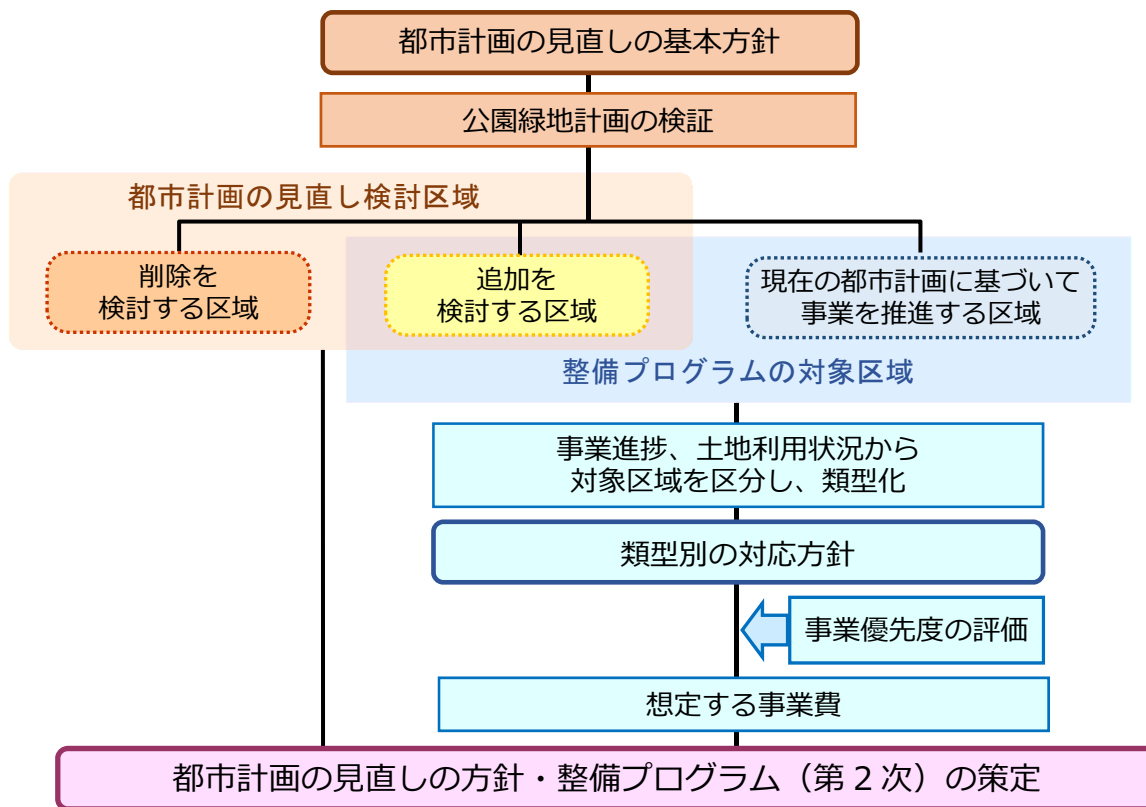
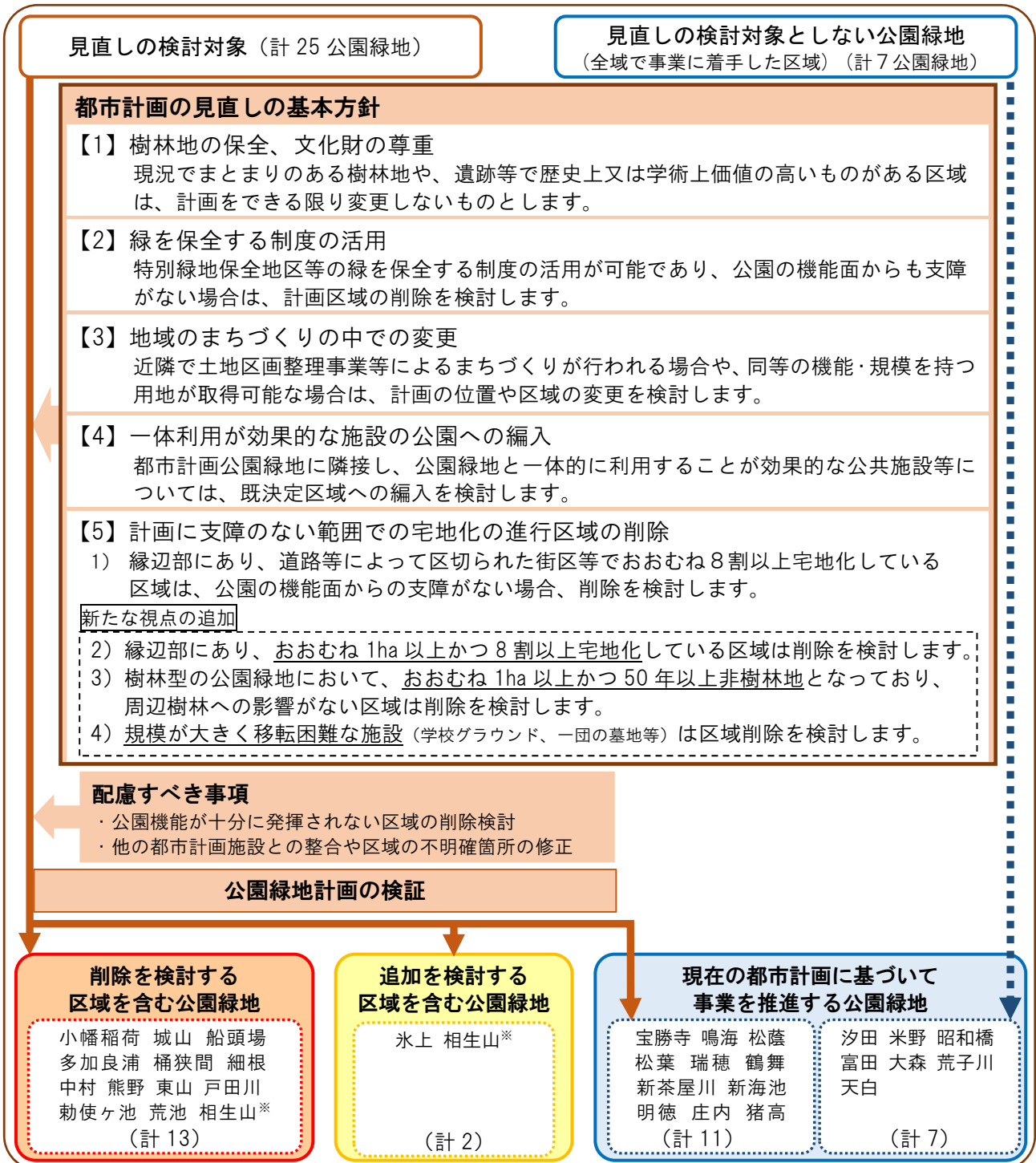


図9 都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）策定の流れ

(3) 都市計画の見直しの考え方

① 都市計画の見直しの考え方

都市計画の見直しの考え方については、平成20年3月に策定した「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」の中で掲げた「都市計画の見直しの基本方針」について、宅地化の進行している区域について新たな視点を加え、都市計画の見直し検討区域を抽出します。



※ 削除を検討する区域、追加を検討する区域ともに含む公園緑地

図10 都市計画の見直し検討の流れ

② 配慮すべき事項

今回の都市計画の見直しの際には、縁辺部で狭小な区域など公園としての機能が十分に発揮されない区域、他の都市計画施設との整合や区域の不明確箇所の修正に配慮し、区域の見直しを行います。

③ 公園緑地計画の検証

都市計画の見直しに際し、公園緑地計画について必要とされる公園面積や配置等の観点から検証しました。

● 緑被率

本市の緑被率は市域の3割を確保することを目標としていますが、平成27年度の調査では22.0%となっております。

市内の緑が減少傾向にある中、まとまりのある樹林地は区域を維持する方針としており、今回の都市計画の見直しによる緑被率への影響は最大0.05%程度にとどまるものと想定しています。

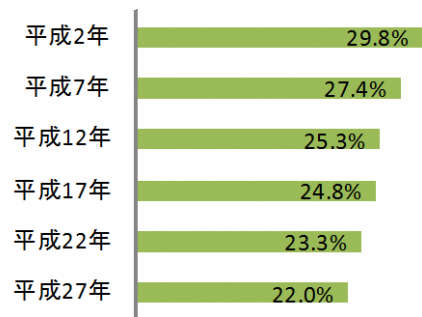


図11 緑被率の推移（平成2年～27年）

● 市民1人当たりの都市公園面積

本市の都市公園面積の将来目標は、市民1人当たり10㎡以上ですが、平成29年時点では、約6.9㎡となっております。今回の方針による区域の見直し後に全て整備を行った場合は約11.3㎡/人（河川等の水面を除く）となります。

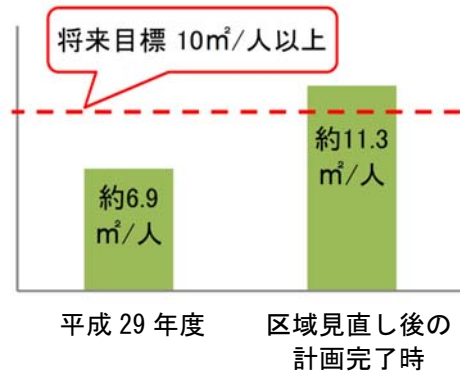


図12 市民1人当たりの都市公園面積の状況

※ 河川等の水面を除く

● 公園等の適正配置

現在計画している全ての都市計画公園緑地を整備してもなお、住区基幹公園の不足する区域が残ります。そのため、公園等の適正配置の観点からすると、新たな公園緑地の追加決定や民有地である公開空地・地域制緑地などの制度を積極的に活用しながら、緑とオープンスペースの確保に努めていく必要があります。

なお、今回の見直しにより、誘致圏域が縮小する区域がありますが、おおむね「住宅地ではない区域であるため、公園の適正配置への影響は軽微であると考えられます。

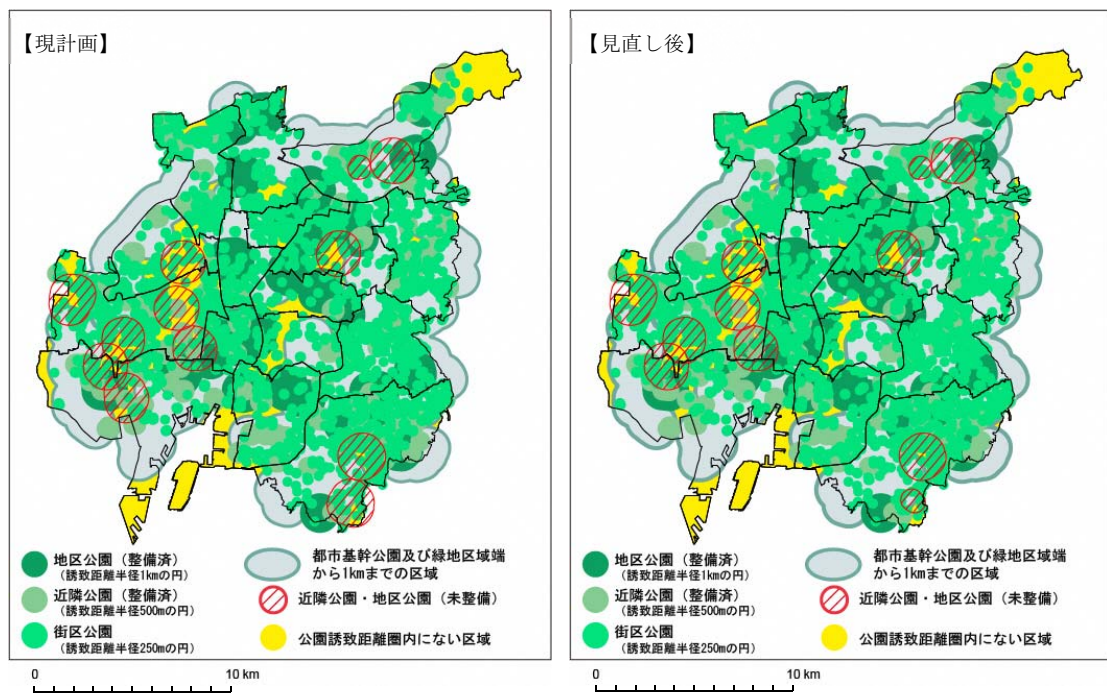


図 13 誘致圏域の状況図

● 個別の公園緑地計画の検証

個別の公園緑地が持つ機能として、樹林・水辺・オープンスペースによる都市環境の向上への寄与、指定文化財・埋蔵文化財の存在、地震災害時における避難地の確保や避難路への接道などの防災性を確認するなど、機能面からみた公園緑地の必要性についての検証を行いました。

④ 建築制限の見直しの考え方

都市計画公園緑地の区域内で建築を行う場合には、都市計画法（第 53 条・第 54 条）により、階数が 2 階以下で地階を有さず、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除去できるものであることといった制限があります。こういった建築制限は事業を円滑に実施することを趣旨とするものであることから、建築制限の取扱いについて次の考え方で見直します。

● 建築制限の緩和対象区域の変更

平成 20 年 3 月の整備プログラム策定後 10 年以内に事業着手を予定していない区域及び都市計画の削除検討区域については、3 階まで建築を認める制限の緩和を行っております。この緩和対象区域について、今回の整備プログラムにおける事業着手時期及び都市計画の削除検討区域にあわせて変更します。

● 建築制限の対象の見直し

整備プログラムにおいて、買収・整備を必要としない区域に存する神社仏閣等を対象に、神社仏閣等の用途である場合について、都市計画法の基準に関わらず建築を認めるものとします。

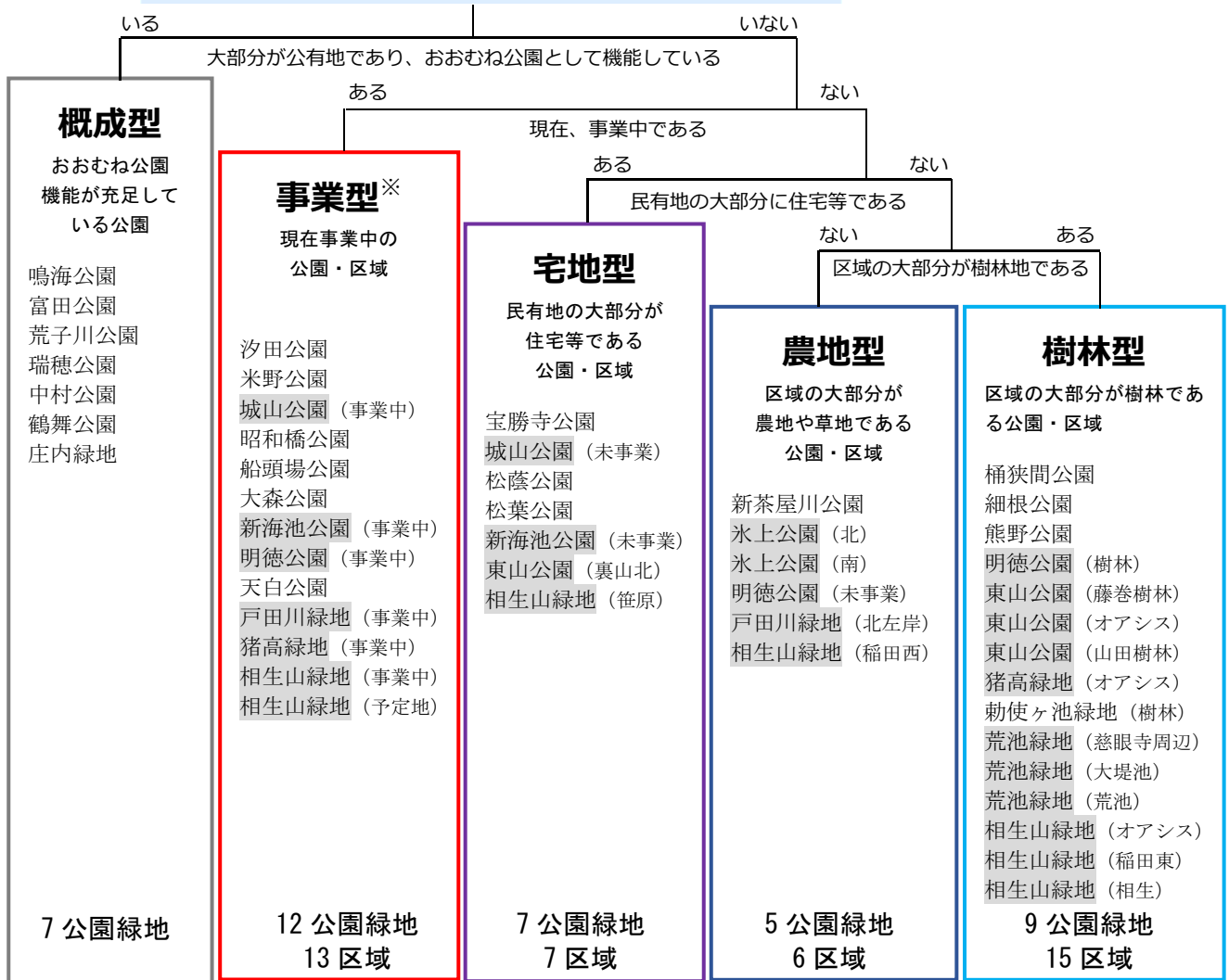
(4) 整備プログラムの見直しの考え方

都市計画の見直し検討により、2 公園緑地については買収の必要な民有地がなくなるため、整備プログラムの見直しを行う対象は 30 公園緑地とします。今後も都市計画公園緑地として存続する、若しくは追加を検討する区域については、整備プログラムの見直しを行います。

① 長期未整備公園緑地の類型化

長期未整備公園緑地の中には、区域の大部分がすでに都市公園等として利用されているものがある一方、全く事業に着手していない公園緑地もあります。また、現在事業を行っていない区域については、宅地として利用されているところもあれば、樹林地が多く残っている区域もあり、土地の利用方法も様々です。整備プログラムの見直しにあたっては、個別の公園緑地を事業進捗、土地の利用状況によって区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行いました。

整備プログラムの対象区域（30 公園緑地、48 区域）



- ※ 2 公園緑地（小幡稲荷公園、多加良浦公園）については、都市計画の削除検討により要買収民有地がなくなるため、整備プログラムの対象区域とならない。
- ※ 網掛けは複数区域に分かれている公園緑地を示す。
- ※ 事業型は事業予定地も含む。

図 1 4 類型化の流れ

② 類型別の対応方針

類型化した 5 つの型ごとに今後の対応方針を以下のとおりとします。

- 概成型はおおむね公園機能が充足していることから、個別に対応を行い適期に事業に着手します。
- 事業型は事業の推進、収束を図り、10 年以内に完成・概成へ移行します。
- 宅地型、農地型は優先順位を付け、順次事業に着手します。
- 樹林型は、既存樹林地については、借地により保全を図り、市民協働により適正な管理に努めていくとともに、一定期間借地した区域については順次事業着手します。樹林地以外の土地については、樹林地の事業目途が着いた後、事業着手を行います。

③ 事業優先度の評価

● 事業効果による評価

視点	評価内容	点数
地域における公園緑地の必要性 (70点)		
防災	地震災害時に複合的な災害による被害が懸念される。	50
	避難地が不足している地域であるなど避難の困難度が高い。	
	災害時の避難地や災害拠点など災害時の活動拠点としての役割が高い。	
環境	周辺に一体として保全すべき自然環境があるなど連続的に自然要素が存在する。	10
地域	周辺地域の開発が進行しているなど開発圧力が強い。	10
	緑被率が低い地域であるなど都市環境保全上の役割が高い。	
	公園面積が少ない地域であるなど公園の充足度が低い。	
公園緑地そのものが持つ重要性 (30点)		
環境	現状の自然環境が豊かであるなど重要な自然要素が存在する。	20
地域	歴史的、文化的な地域のシンボルとなる施設等が存在する。	10
	市民・地域活動が盛んである。	
合 計		100

● 事業効率による評価

視点	評価内容
関連事業	関連事業との連携により、効率的に事業が進められる。
事業化への熟度	先行取得地が多い、残民有地が小規模である、地権者数が少ない、生産緑地が多いなど事業進捗が見込まれる。
	地元住民等から公園整備に関する要望がある。

④ 想定する事業費

今後民有地の買収に必要な事業費は、約 1,470 億円と見込まれます。

民有地の買収に投入できる事業費は、過去 5 年間と同程度の水準を確保すると想定して 10 年間で約 200 億円を見込んでいます。

⑤ 事業着手時期決定の流れ

以下に事業着手時期決定までの流れを示します。

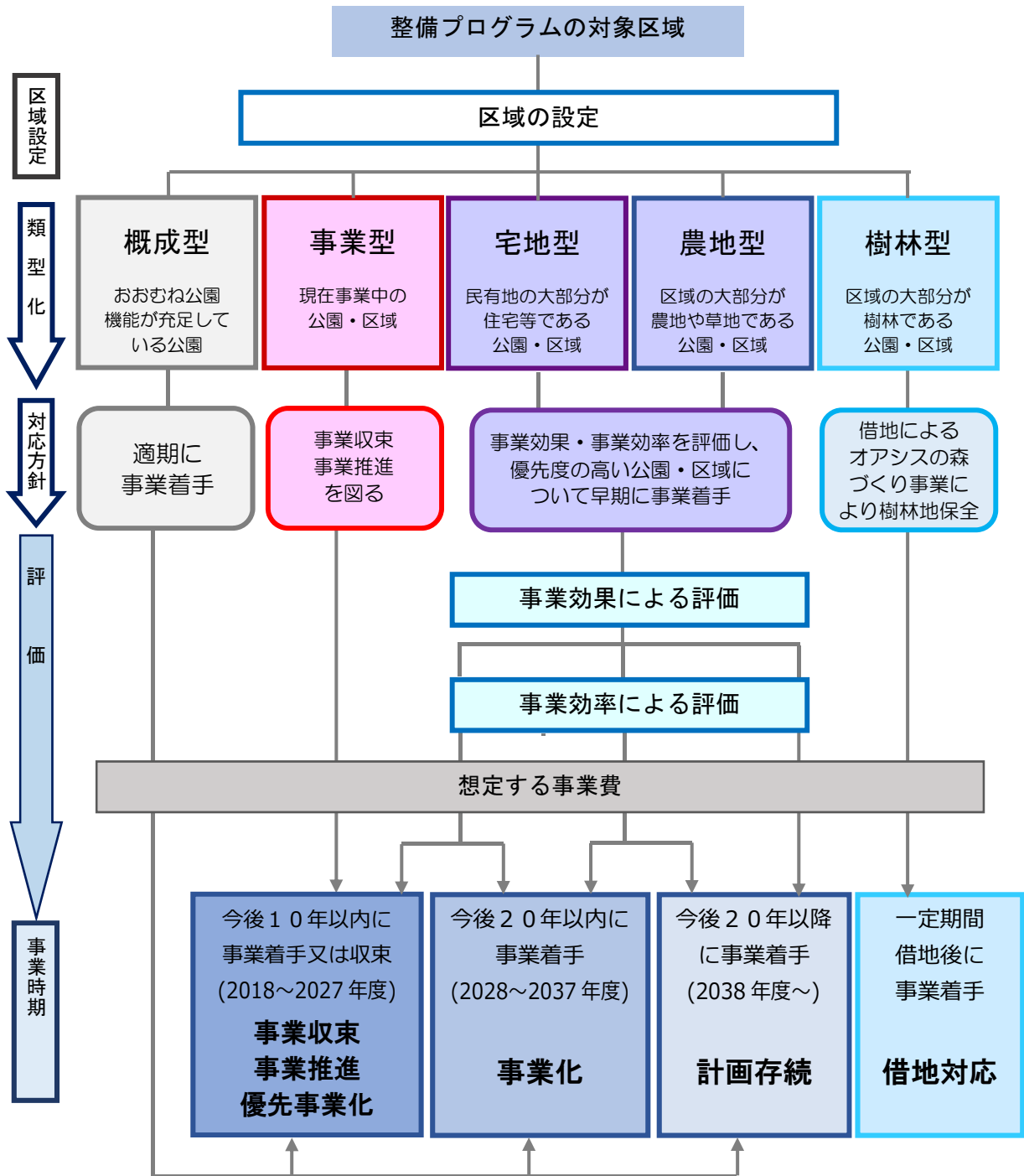


図15 事業着手時期決定の流れ

⑥ 個別公園緑地の評価と対応

番号 所在区	公園緑地 (区域名)	類型	評価			事業効率 等	対応
			事業効果		事業効率 等		
			必要性	重要性			
1 守山	宝勝寺公園	宅地型	防災	4	環境	0	計画存続 (2038年度～)
			環境	10			
			地域	8	合計	24	
2 緑	汐田公園	事業型					事業収束
3 中村	米野公園	事業型					事業収束
5 緑	鳴海公園	概成型					概成
6-1 千種	城山公園 (事業中)	事業型					事業推進
6-2 千種	城山公園 (未事業)	宅地型	防災	12	環境	0	先行取得地 が多い
			環境	5			
			地域	8	合計	25	
7 中川	昭和橋公園	事業型					事業推進
8 中川	松蔭公園	宅地型	防災	34	環境	5	優先事業化 (2018～2027年度)
			環境	5			
			地域	2	合計	50	
9 中川	松葉公園	宅地型	防災	42	環境	0	優先事業化 (2018～2027年度)
			環境	0			
			地域	8	合計	54	
10 中川	富田公園	概成型					概成

番号 所在区	公園緑地 (区域名)	類型	評価			対応
			事業効果		事業効率 等	
			必要性	重要性		
11 港	船頭場公園	事業型				事業収束
13 守山	大森公園	事業型				事業収束
14 緑	桶狭間公園	樹林型				借地対応
15 緑	細根公園	樹林型				借地対応
16 港	荒子川公園	概成型				概成
17 瑞穂	瑞穂公園	概成型				概成
18 中村	中村公園	概成型				概成
19 昭和	鶴舞公園	概成型				概成
20 港	新茶屋川 公園	農地型	防災 28 環境 5 地域 0	環境 5 地域 0	市街化調整 区域	計画存続 (2038年度～)
			合計	38		
21 緑	熊野公園	樹林型				借地対応
22-1 緑	新海池公園 (事業中)	事業型				事業収束

番号 所在区	公園緑地 (区域名)	類型	評価			対応
			事業効果		事業効率 等	
			必要性	重要性		
22-2 緑	新海池公園 (未事業)	宅地型	防災 16	環境 5 地域 0	地元要望が ある	計画存続 (2038年度～)
			環境 5			
23-1 緑	氷上公園 (北)	農地型	防災 24	環境 5 地域 0		事業化 (2028～2037年度)
			環境 10			
23-2 緑	氷上公園 (南)	農地型	防災 24	環境 0 地域 0	生産緑地が 多い	計画存続 (2038年度～)
			環境 0			
24-1 名東	明德公園 (事業中)	事業型				事業収束
24-2 名東	明德公園 (樹林)	樹林型				借地対応
24-3 名東	明德公園 (未事業)	農地型	防災 8	環境 5 地域 0		計画存続 (2038年度～)
			環境 5			
25-1 千種・ 名東・ 天白	東山公園 (藤巻樹林)	樹林型				借地対応
25-2 千種・ 名東・ 天白	東山公園 (裏山北)	宅地型	防災 8	環境 0 地域 0		計画存続 (2038年度～)
			環境 0			
25-3 千種・ 名東・ 天白	東山公園 (オアシス)	樹林型				借地対応
25-4 千種・ 名東・ 天白	東山公園 (山田樹林)	樹林型				借地対応

番号 所在区	公園緑地 (区域名)	類型	評価			対応
			事業効果		事業効率 等	
			必要性	重要性		
26 天白	天白公園	事業型				事業収束
27 西	庄内緑地	概成型				概成
28-1 中川・ 港	戸田川緑地 (事業中)	事業型				事業収束
28-2 中川・ 港	戸田川緑地 (北左岸)	農地型	防災 28	環境 5 地域 0	市街化調整 区域	事業化 (2028~2037年度)
			環境 5 地域 2			
29-1 名東	猪高緑地 (事業中)	事業型				事業収束
29-2 名東	猪高緑地 (オアシス)	樹林型				借地対応
30 緑	勅使ヶ池 緑地	樹林型				借地対応
31-1 天白	荒池緑地 (慈眼寺 周辺)	樹林型				借地対応
31-2 天白	荒池緑地 (大堤池)	樹林型				借地対応
31-3 天白	荒池緑地 (荒池)	樹林型				借地対応
32-1 天白	相生山緑地 (事業中)	事業型				事業収束

番号 所在区	公園緑地 (区域名)	類型	評価			対応
			事業効果		事業効率 等	
			必要性	重要性		
32-2 天白	相生山緑地 (予定地)	事業型				事業推進
32-3 天白	相生山緑地 (オアシス)	樹林型				借地対応
32-4 天白	相生山緑地 (稲田東)	樹林型				借地対応
32-5 天白	相生山緑地 (稲田西)	農地型	防災 22	環境 20	生産緑地が [△] 多い	事業化 (2028~2037年度)
			環境 0			
			合計 44			
32-6 天白	相生山緑地 (笹原)	宅地型	防災 22	環境 10		計画存続 (2038年度~)
			環境 0			
			合計 34			
32-7 天白	相生山緑地 (相生)	樹林型				借地対応

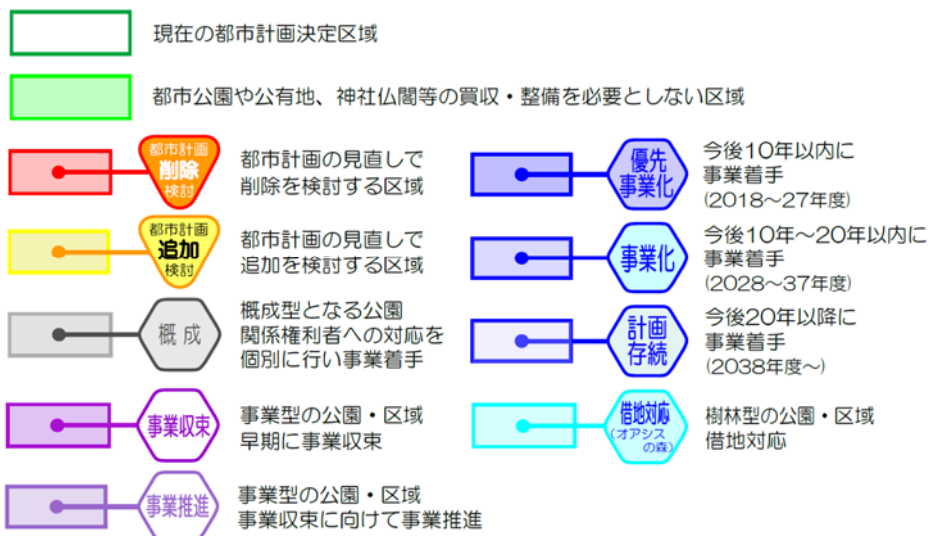
6. 個別公園緑地の都市計画の見直し検討区域と整備プログラム（第2次）

（1）個別公園緑地の図面一覧

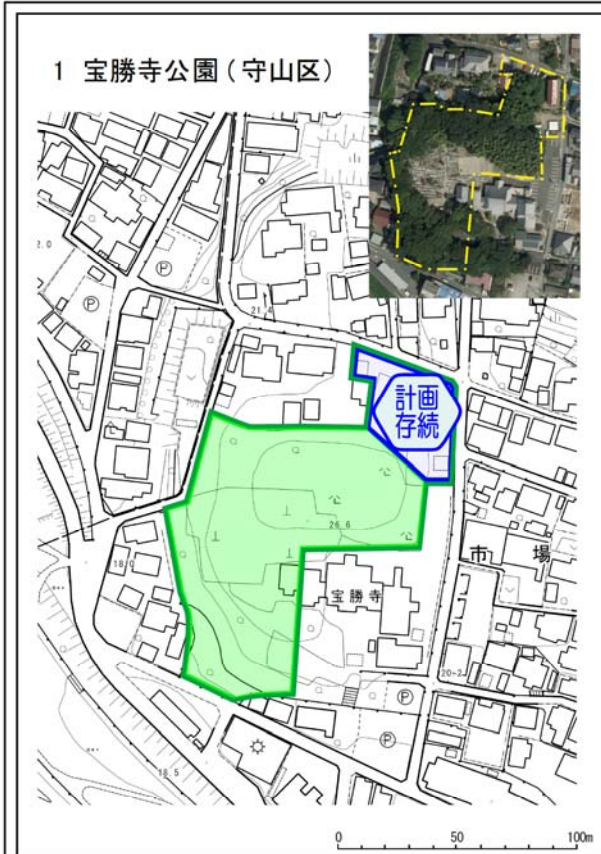
図 面 目 次

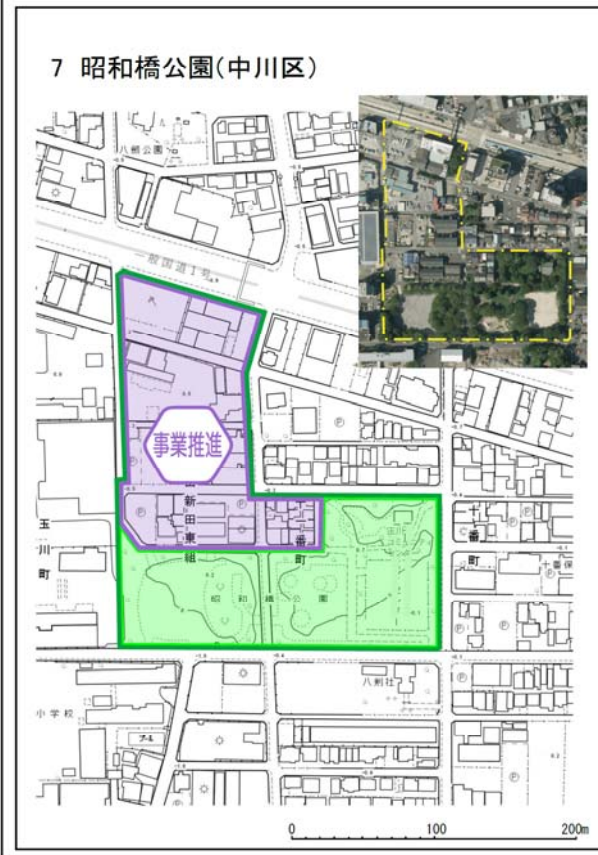
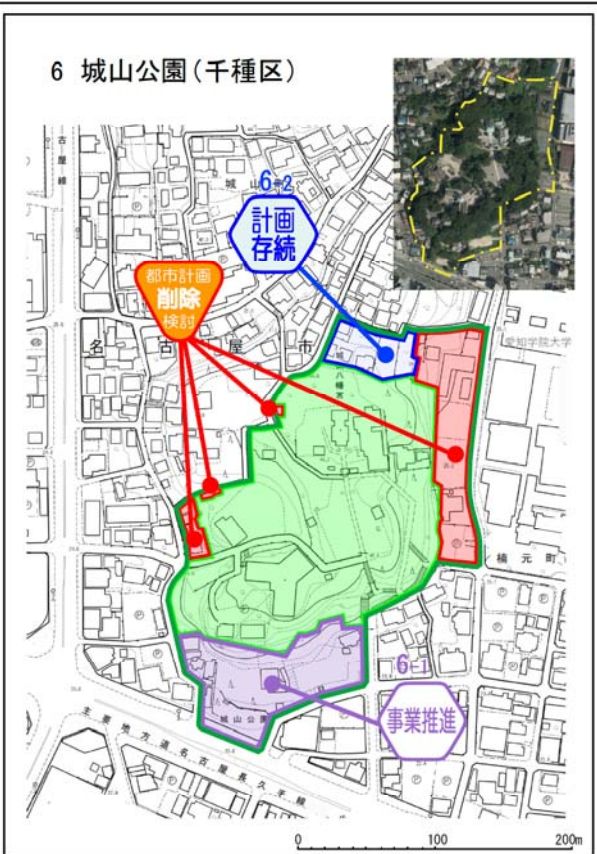
1 宝勝寺公園（守山区）・・・28	18 中村公園（中村区）・・・32
2 汐田公園（緑区）・・・28	19 鶴舞公園（昭和区）・・・33
3 米野公園（中村区）・・・28	20 新茶屋川公園（港区）・・・33
4 小幡稲荷公園（守山区）・・・28	21 熊野公園（緑区）・・・34
5 鳴海公園（緑区）・・・29	22 新海池公園（緑区）・・・34
6 城山公園（千種区）・・・29	23 氷上公園（緑区）・・・34
7 昭和橋公園（中川区）・・・29	24 明德公園（名東区）・・・34
8 松蔭公園（中川区）・・・29	25 東山公園
9 松葉公園（中川区）・・・30	（千種・名東・天白区）・・・35
10 富田公園（中川区）・・・30	26 天白公園（天白区）・・・36
11 船頭場公園（港区）・・・30	27 庄内緑地（西区）・・・36
12 多加良浦公園（港区）・・・30	28 戸田川緑地（中川・港区）・・・37
13 大森公園（守山区）・・・31	29 猪高緑地（名東区）・・・38
14 桶狭間公園（緑区）・・・31	30 勅使ヶ池緑地（緑区）・・・39
15 細根公園（緑区）・・・31	31 荒池緑地（天白区）・・・39
16 荒子川公園（港区）・・・31	32 相生山緑地（天白区）・・・40
17 瑞穂公園（瑞穂区）・・・32	

凡 例



図中の番号は「5-（4）-⑥個別公園緑地の評価と対応」の表中番号に対応

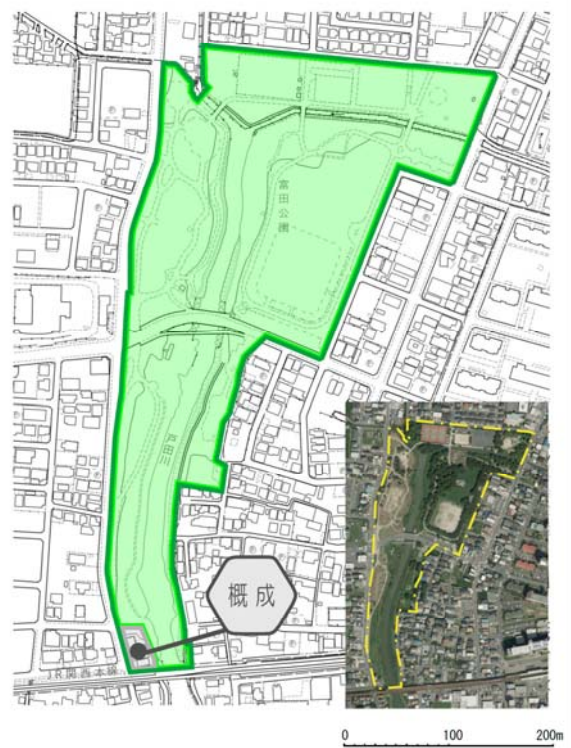




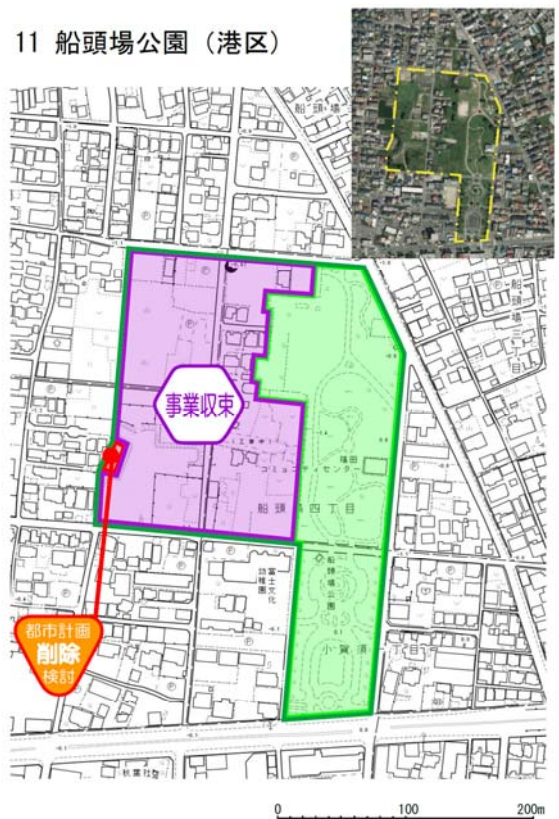
9 松葉公園（中川区）



10 富田公園（中川区）



11 船頭場公園（港区）



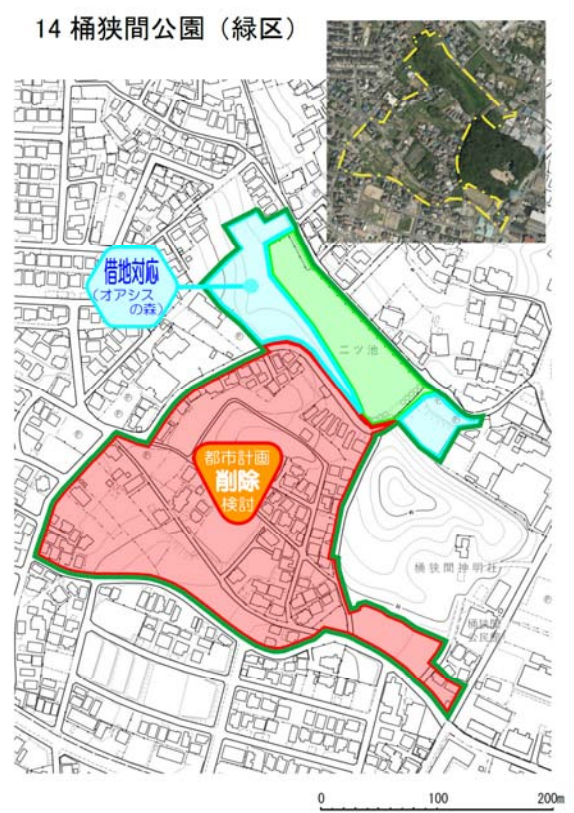
12 多加良浦公園（港区）



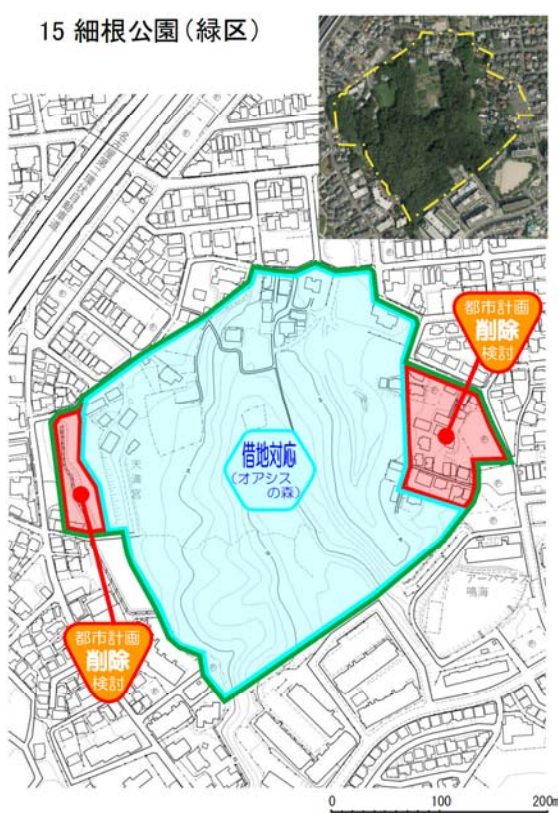
13 大森公園（守山区）



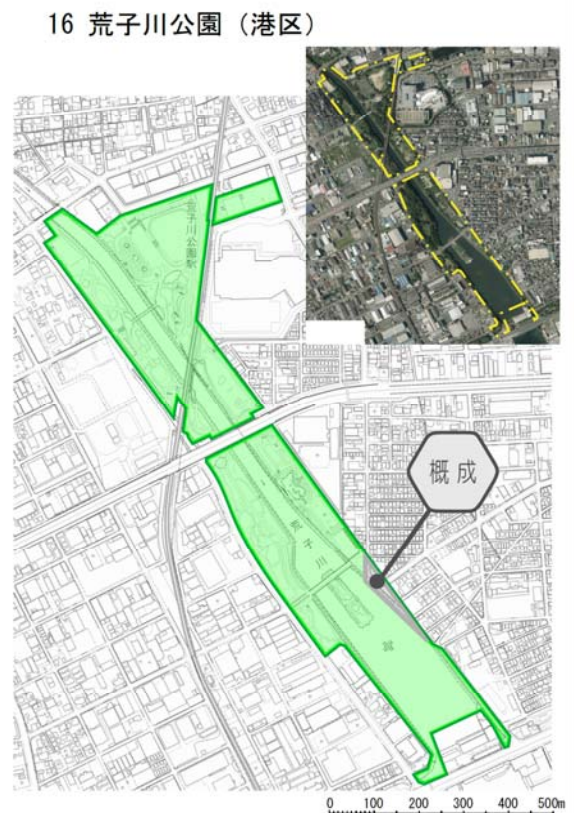
14 桶狭間公園（緑区）



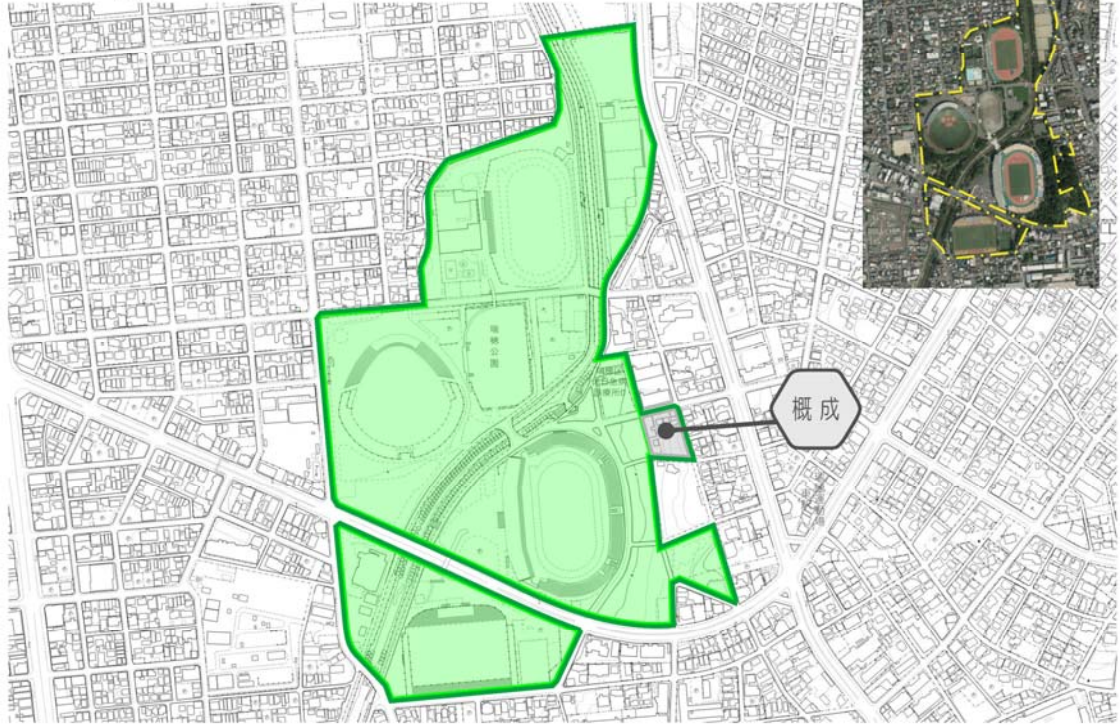
15 細根公園（緑区）



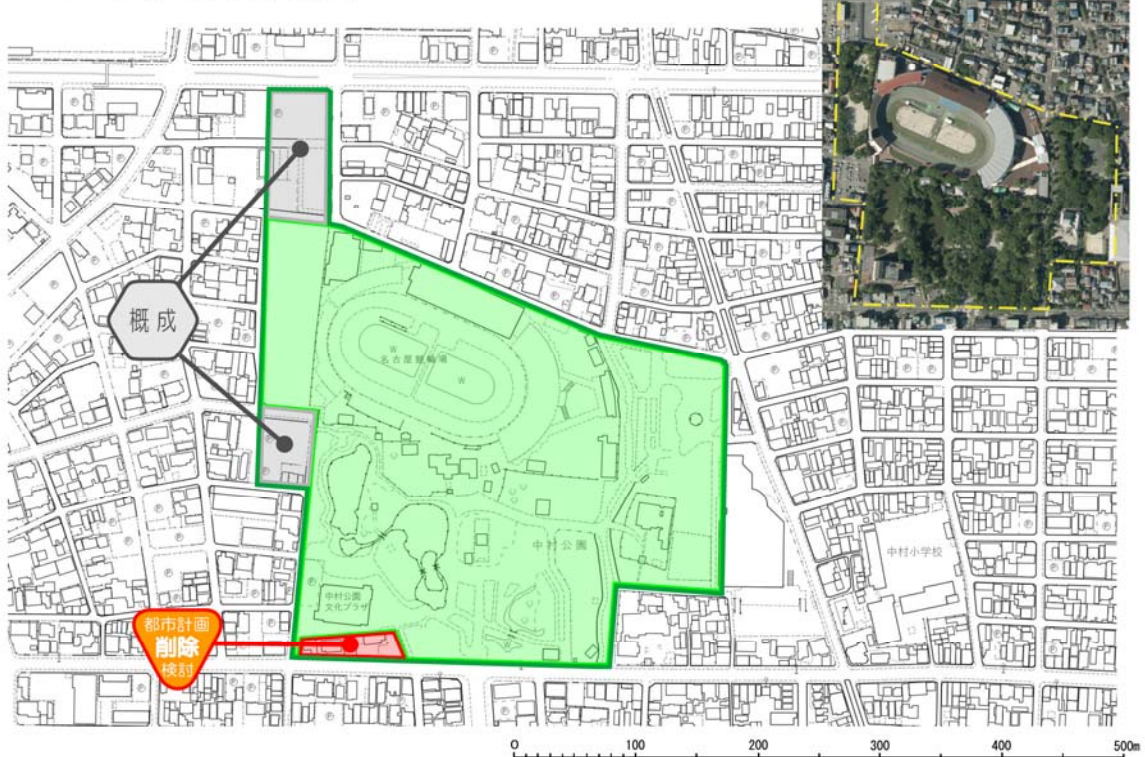
16 荒子川公園（港区）



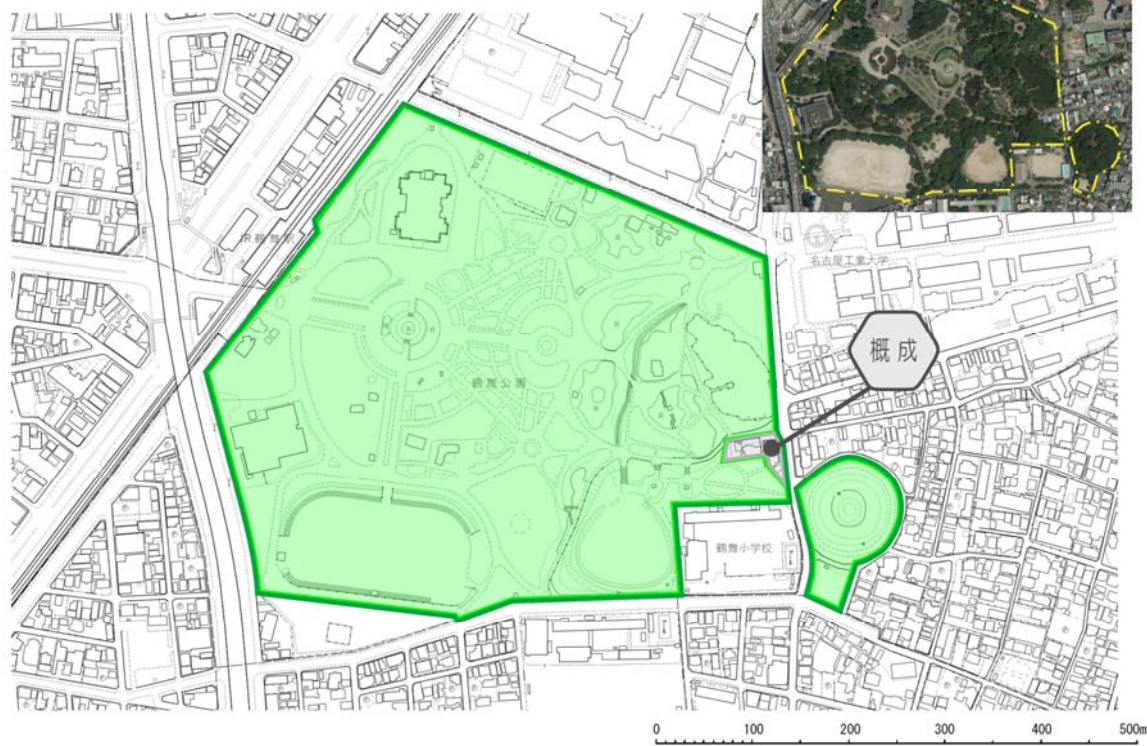
17 瑞穂公園 (瑞穂区)



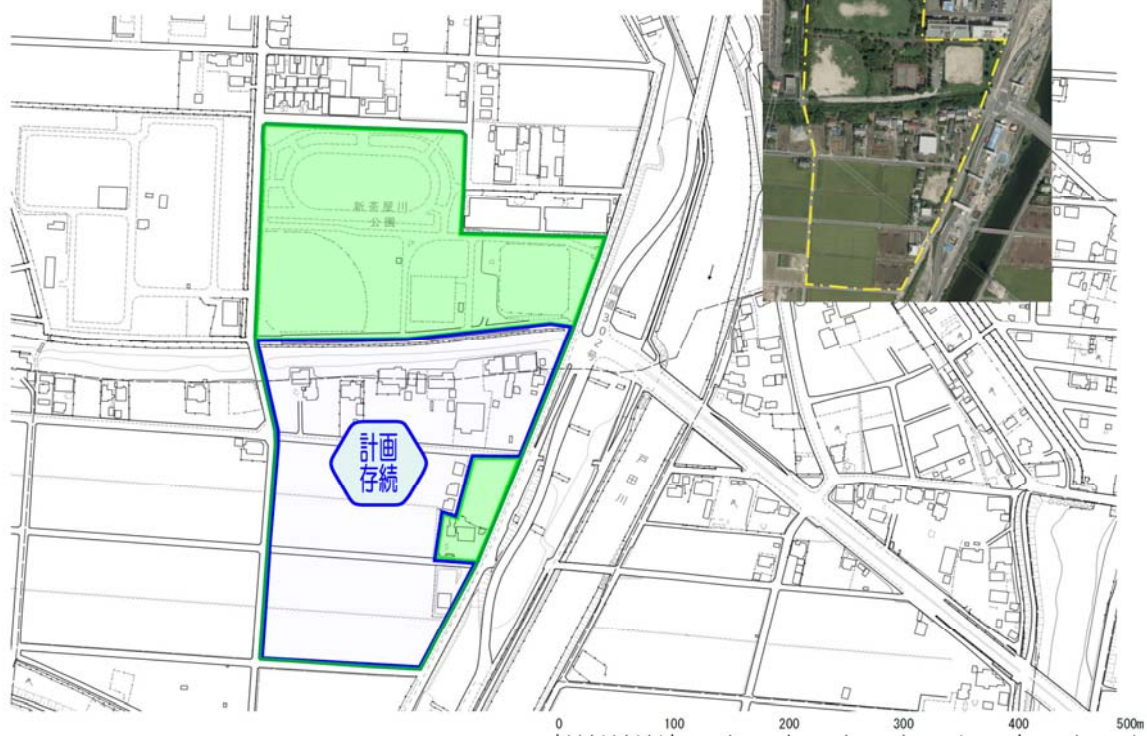
18 中村公園 (中村区)



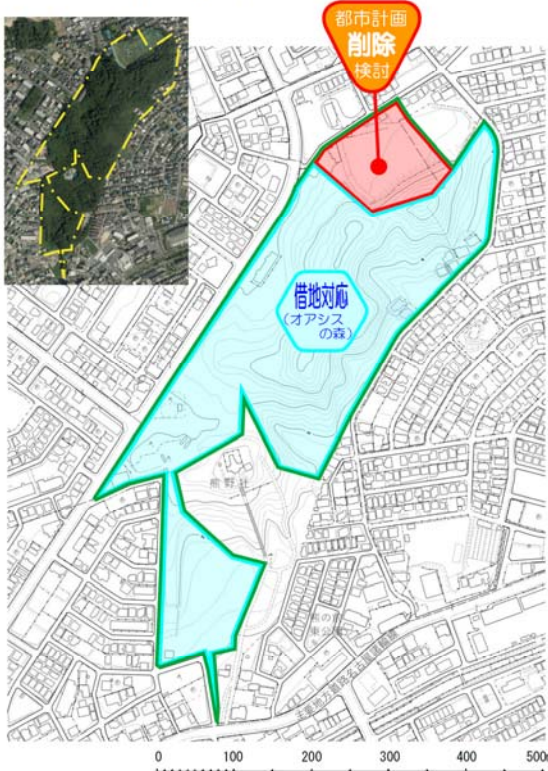
19 鶴舞公園 (昭和区)



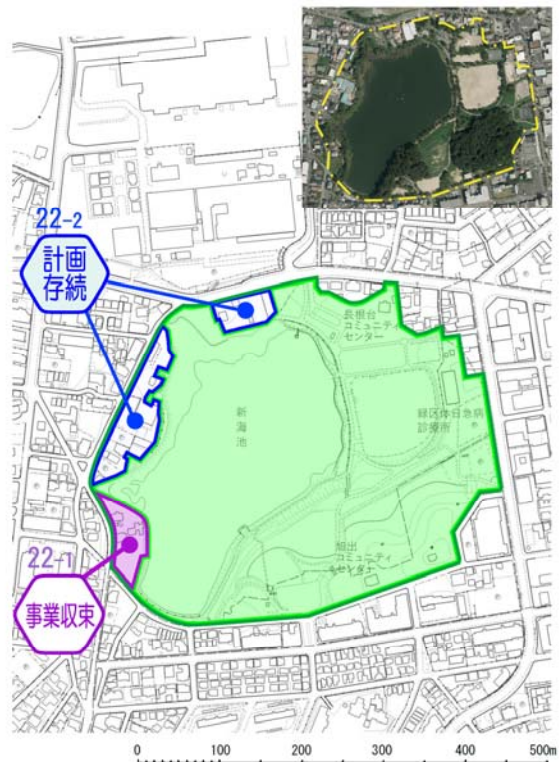
20 新茶屋川公園 (港区)



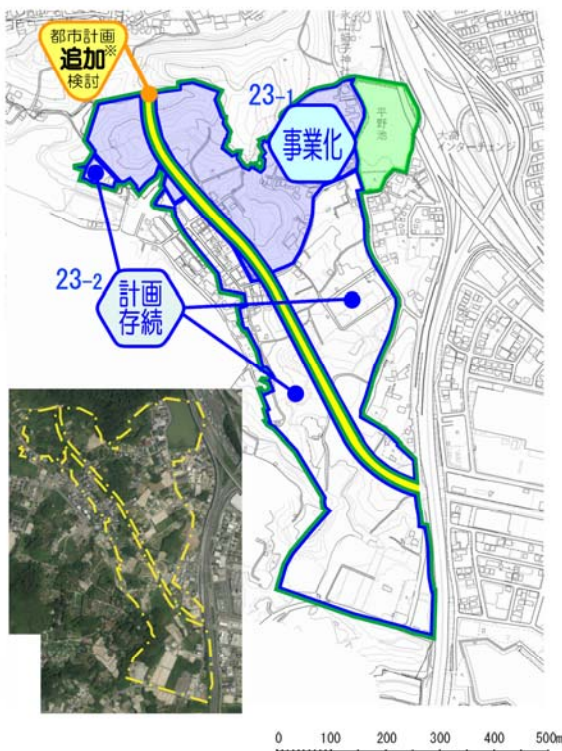
21 熊野公園（緑区）



22 新海池公園（緑区）



23 氷上公園（緑区）

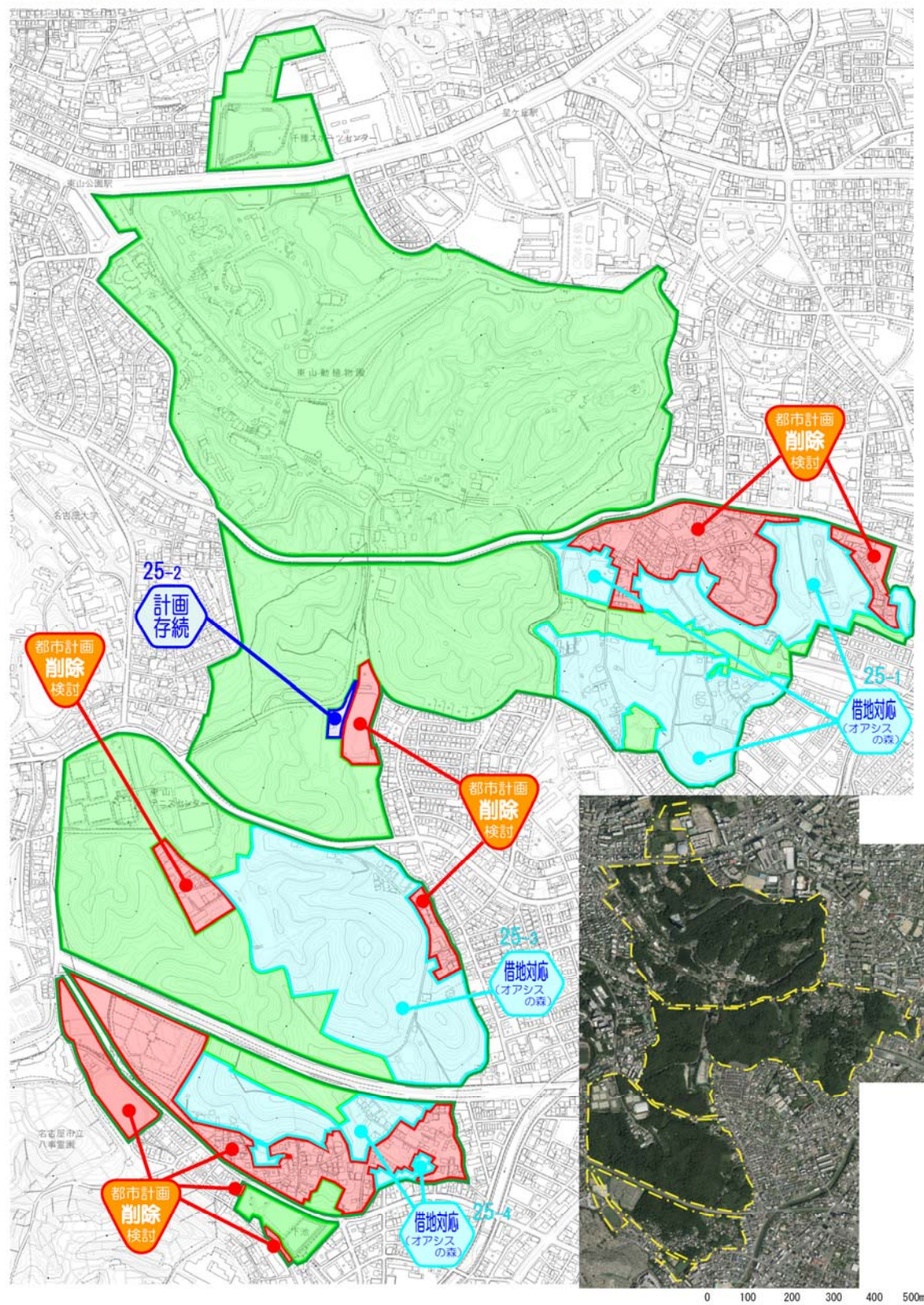


24 明德公園（名東区）

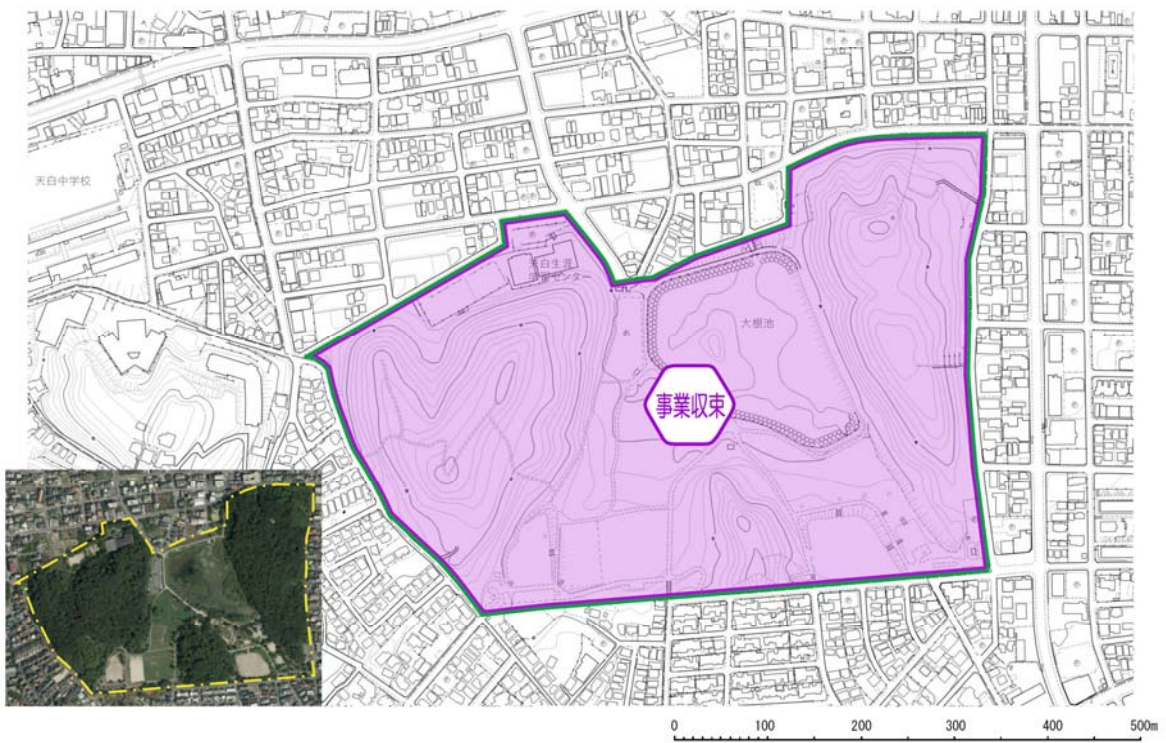


※都市計画道路の廃止を検討中

25 東山公園（千種区・名東区・天白区）



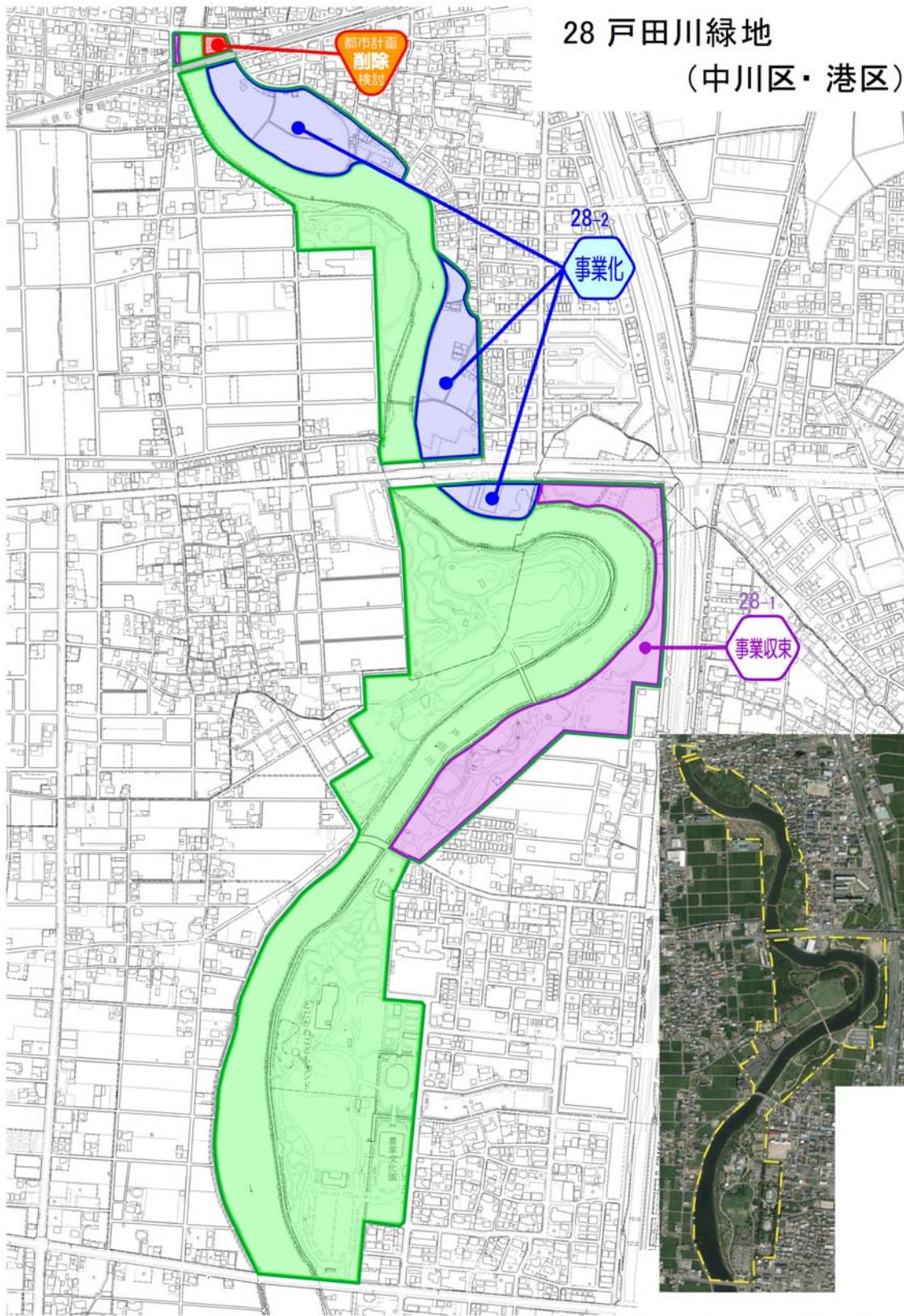
26 天白公園（天白区）



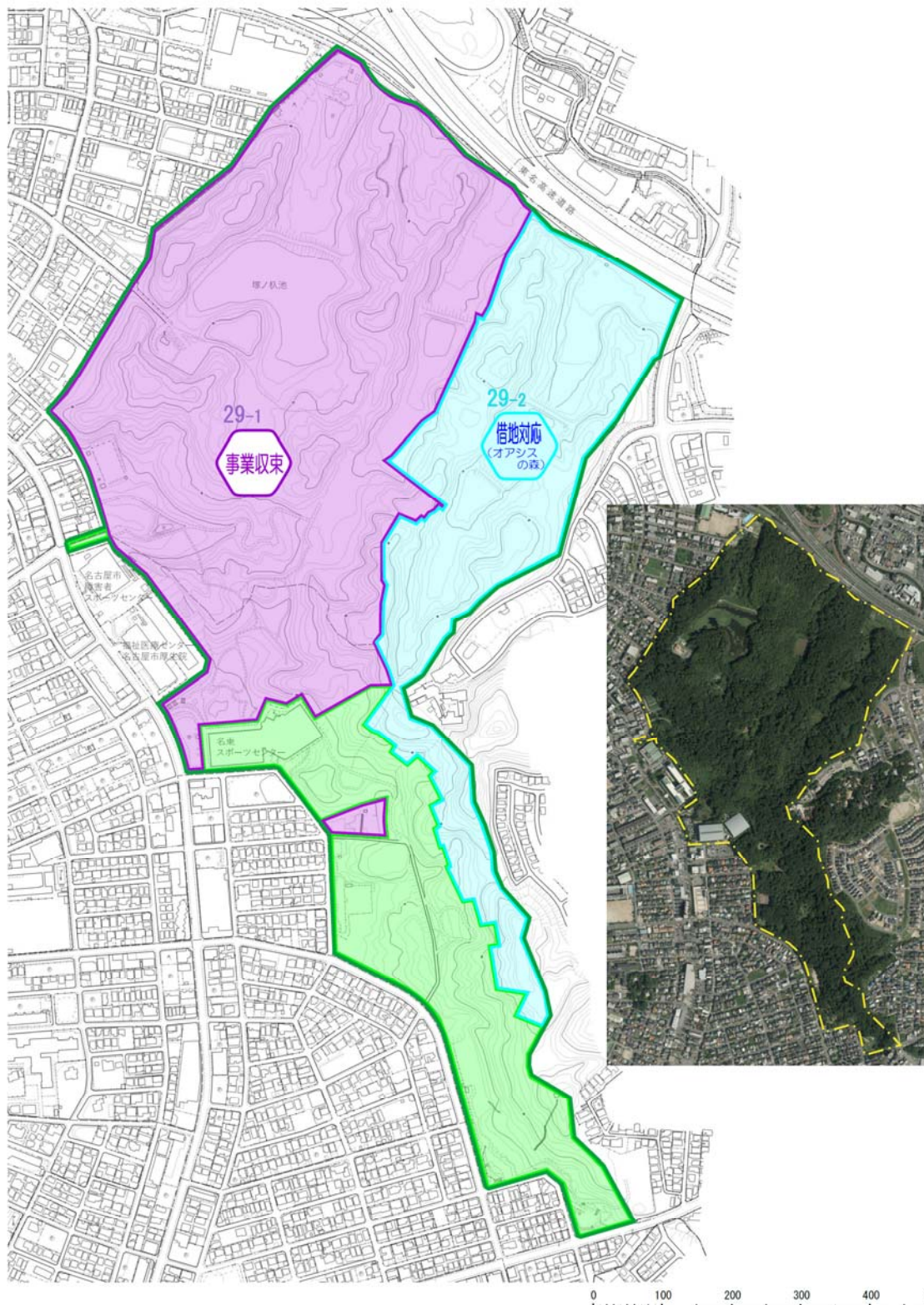
27 庄内緑地（西区）



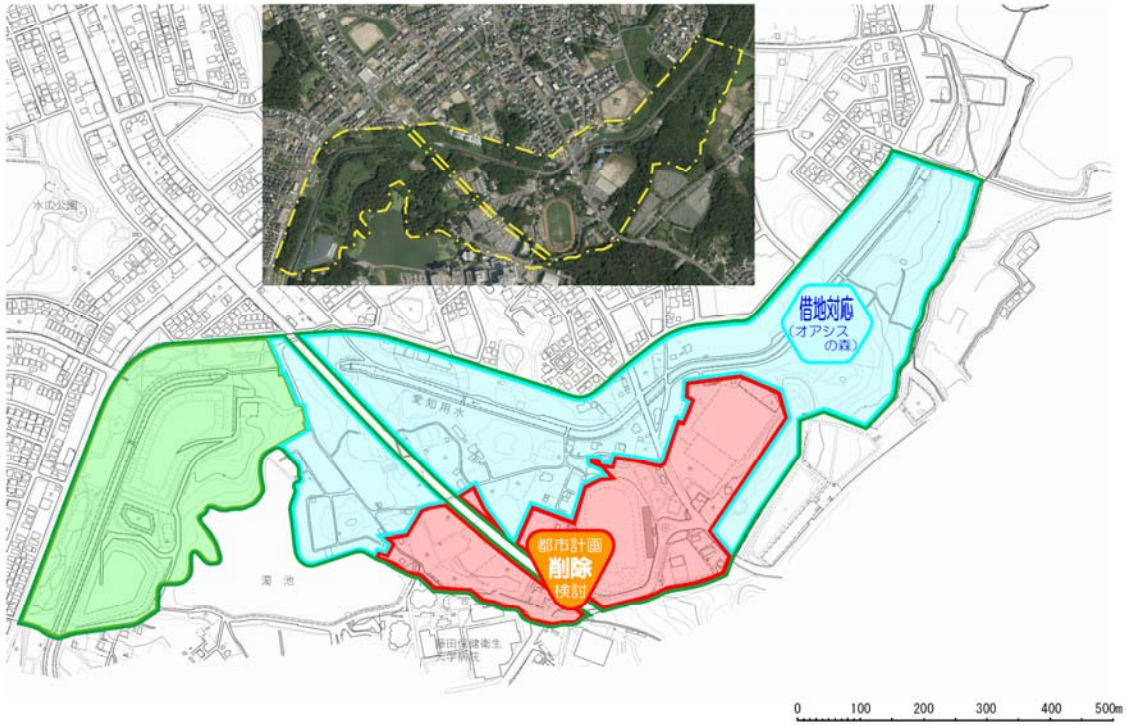
28 戸田川緑地 (中川区・港区)



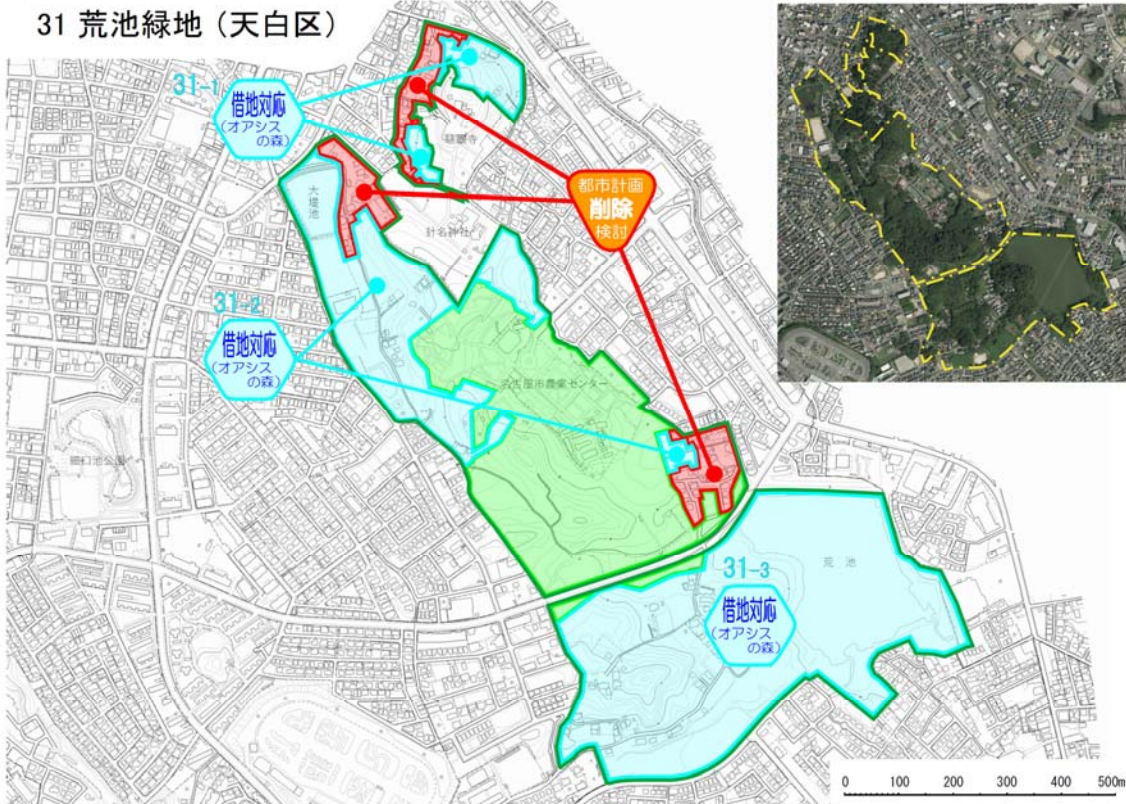
29 猪高緑地(名東区)



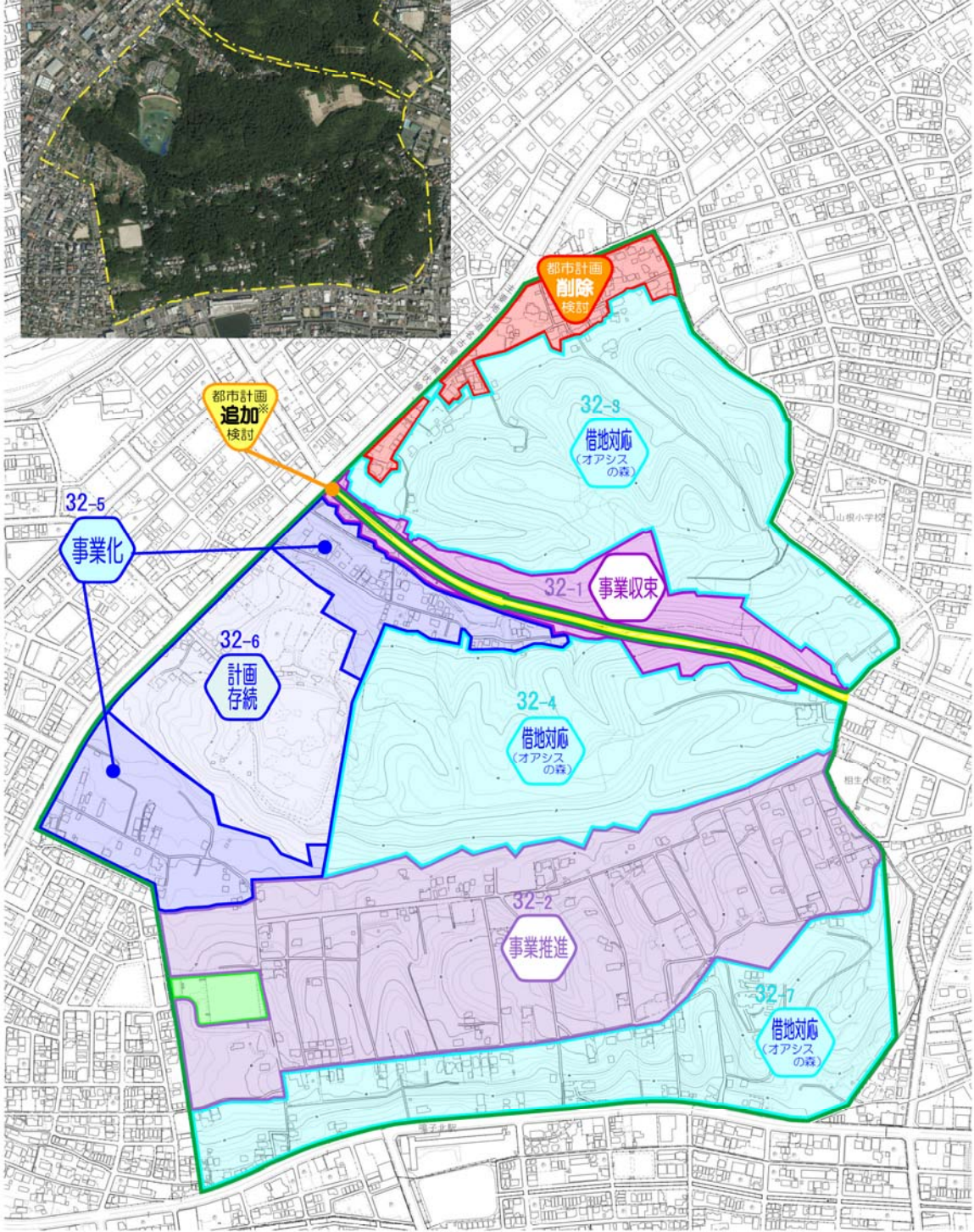
30 勅使ヶ池緑地（緑区）



31 荒池緑地（天白区）



32 相生山緑地 (天白区)



※都市計画道路の廃止を検討中

(2) 個別公園緑地の都市計画の見直し理由

公園緑地名		検討内容	見直し理由
4	小幡稻荷公園	削除	宅地化の進行区域（道路等で区切られた宅地化区域） 公園機能が発揮されない区域
6	城山公園	削除	公園機能が発揮されない区域
11	船頭場公園	削除	公園機能が発揮されない区域
12	多加良浦公園	削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域）
14	桶狭間公園	削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域） 公園機能が発揮されない区域
15	細根公園	削除	宅地化の進行区域（道路等で区切られた宅地化区域） 区域の不明確箇所の修正
18	中村公園	削除	公園機能が発揮されない区域
21	熊野公園	削除	宅地化の進行区域（長期に渡り非樹林地となっている区域）
23	氷上公園	追加	廃止検討中の都市計画道路の区域
25	東山公園	削除	宅地化の進行区域 （一定規模以上の宅地化区域、長期に渡り非樹林地となっ ている区域、規模が大きく移転困難な施設） 公園機能が発揮されない区域
28	戸田川緑地	削除	公園機能が発揮されない区域
30	勅使ヶ池緑地	削除	宅地化の進行区域（規模が大きく移転困難な施設） 公園機能が発揮されない区域
31	荒池緑地	削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域）
32	相生山緑地	追加	廃止検討中の都市計画道路の区域
		削除	宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域）

(3) 事業の見直し

今後は、整備プログラムに基づき都市計画公園事業を推進していきますが、公園緑地を取り巻く状況に以下のような大きな変化があった場合、他事業やプロジェクトが具体化する場合などには、おおむね5年に1度、整備プログラムの見直しを検討します。また、土砂災害などの危険性が高まるなどの緊急性が認められる場合、都市公園の整備に限らず、民間事業者により都市公園と同等の機能をもった緑とオープンスペースとしての確保が図られるような場合には、事業の必要性や都市公園の代替性としての機能や都市計画との整合を検討したうえで個別に事業の見直しを行います。

● まちづくりの中での事業化

まちづくりの構想、地区計画等と一体となって公園緑地を事業化する場合

● 緊急性

土砂災害の危険があるなど、早期事業の必要性がある場合

● 民間事業者による整備

民間事業者により早期整備が見込まれる場合

7. 検討経緯

● 市民アンケートの実施

平成27年7月に、500人の市民モニターを対象としたアンケート「名古屋の緑と公園について」を行いました。

● 名古屋市緑の審議会における審議

平成27年6月から平成28年12月にかけて、名古屋市緑の審議会と専門部会「公園緑地のあり方検討部会」が合わせて8回開催され、「新たな時代に対応した公園緑地のあり方ー長期未整備公園緑地を中心として」の答申を受けました。

● 都市計画公園緑地に関する意向調査

平成29年4月に、事業を行っていない都市計画公園緑地の土地所有者を対象に、土地の利用状況や都市計画公園事業に関する意向調査を行いました。

8. 今後のスケジュール

平成
29
年度

12月(予定)

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)(案)」の公表



3月(予定)

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」の公表



平成
30
年度
以降

都市計画の見直し検討、事業着手時期の変更対象となった公園緑地については、説明会などで市民の皆さまのご意見をお聞きしながら、都市計画の見直し、整備プログラムについての合意形成を図ります。



都市計画の見直しを行う区域

関係権利者、地域の皆さまのご理解を得た上で、都市計画の変更案を作成します。

都市計画の手続き

都市計画案の縦覧

意見書の提出

都市計画審議会

都市計画の変更

都市計画を維持する区域

整備プログラムに基づき事業を推進します。

事業の流れ

現地測量・物件調査

用地買収・建物補償

整備工事

供用開始



おおむね5年ごとに整備プログラムの見直し検討

問い合わせ先

- 都市計画の見直しについて
住宅都市局 都市計画部 都市計画課
TEL : 052-972-2714
- 整備プログラムについて
緑政土木局 緑地部 緑地事業課
TEL : 052-972-2486